

千代田区建築物環境計画書制度マニュアル

平成 22 年 10 月

(平成 26 年 4 月改正)

千代田区

| | |
|------------------------------|-----------|
| 1. 建築物環境計画書制度 | 1 |
| 1.1 建築物環境計画書制度の概要 | 1 |
| 1.2 建築物環境計画書等の作成要領 | 5 |
| 1.3 建築物環境計画書等の公表 | 9 |
| 1.4 指導及び助言 | 10 |
| 1.5 環境配慮の措置と評価の段階 | 11 |
| 1.6 建築物環境性能表示の基準 | 13 |
| 1.7 建築物環境性能表示の届出 | 19 |
| 1.8 千代田区地球温暖化対策条例施行規則及び様式 | 20 |
| 2. 環境配慮の措置の手法と評価基準の解説 | 34 |
| 2.1 エネルギーの使用の合理化 | 34 |
| 2.1.1 建築物の熱負荷の低減 | 34 |
| 2.1.2 設備の省エネルギー化 | 41 |
| 2.2 自然エネルギーの利用 | 52 |
| 2.2.1 再生可能エネルギー導入 | 52 |
| 2.3 資源の適正利用 | 57 |
| 2.3.1 オゾン層の保護等 | 57 |
| 2.4 ヒートアイランド現象の緩和 | 61 |
| 2.4.1 敷地と建築物の被覆対策 | 61 |
| 2.5 自然環境の保全 | 66 |
| 2.5.1 水循環 | 66 |
| 2.5.2 緑の量、質の確保 | 71 |
| 参考1：評価チェックシートの記入例 | 75 |
| 参考2：評価チェックシートの出力例 | 83 |
| 参考3：標章の記入例 | 85 |

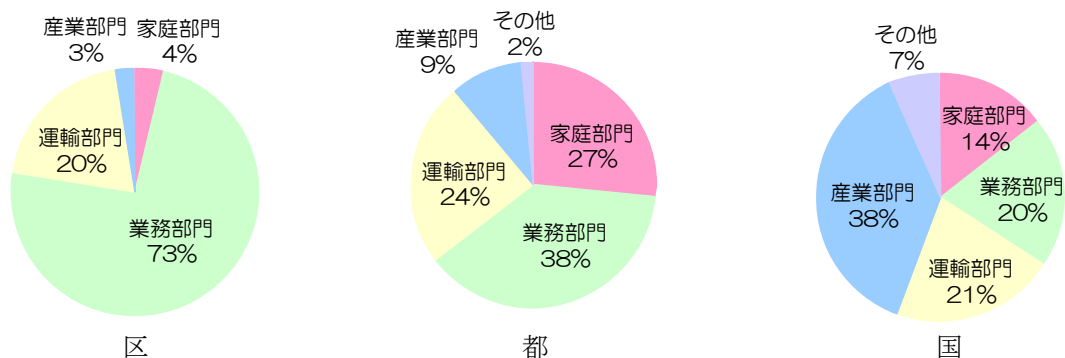
1. 建築物環境計画書制度

1.1 建築物環境計画書制度の概要

1.1.1 制度の背景

千代田区のCO₂(二酸化炭素)排出量は、オフィス等の業務部門の割合が全体の73%(2005年度)を占めています。これは、全国平均の20%、東京都平均の38%と比較して非常に割合が大きくなっています。

千代田区地球温暖化対策条例に掲げる2020年に1990年比25%削減の目標を達成するには、業務部門の省エネルギーが重要な課題となっています。



2005年度CO₂排出量の部門別内訳(区・都・国)

また、家庭部門のCO₂排出量は4%ですが、省エネ法に定める基準達成率が低いため、住宅の省エネルギー対策も喫緊の課題となっています。

1.1.2 制度の目的

この制度は、「千代田区地球温暖化対策条例施行規則(平成23年1月1日施行)」(以下「規則」という)に基づき実施するもので、千代田区内における民生(業務・家庭)部門について、中小規模の新築や増改築を行う建築主に、建築物の省エネルギー化と再生可能エネルギーの導入など、環境に配慮した建築物の普及、促進を図ることを目的としています。

中小規模の建築物の建築主に建築物環境計画書の提出を義務づけ、その概要を千代田区ホームページで公表することにより、建築主に環境に対する自主的な取組みを促すものです。

また、平成22年4月のエネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「省エネ法」という)の改正に伴い、300m²以上の建築物の新築・増改築について省エネルギー計画書(省エネルギー措置の届出書)の作成・提出が義務付けられており、これらの省エネ法対応の指導・助言にも取り組んでいます。

平成25年4月から施行される省エネ法の規定による建築主等及び特定建築物の所有者の判断基準の改正に伴い、本制度についても評価指標の見直しを行いました。

1.1.3 建築物環境計画書制度の特徴

建築物環境計画書制度の特徴は、以下のとおりです。

- ① 千代田区に多い中小規模の建築物（延べ面積 300m²以上～5,000m²以下）を対象とする制度
- ② 省エネ対策だけでなく、千代田区の環境課題であるヒートアイランド対策や緑化対策などを多角的に評価する制度
- ③ 建築主自身が環境配慮の措置への取り組みを評価する制度
- ④ 環境配慮の取り組みを段階評価することにより、建築主の姿勢を評価する制度

1.1.4 対象となる建築物

この制度では、延べ面積（増築又は改築の場合は、増築、改築後における延べ面積）が 300 m²以上 5,000m²以下の建築物（特定建築物）の新築、増築又は改築を行う場合が対象となります。ただし、省エネ法による届出が必要となる規模の建築物に限ります。なお、工事種別ごとの届出対象は、以下のとおりです。

| 工事種別 | 第一種特定建築物 | 第二種特定建築物 |
|------|--|--|
| 新築 | 延べ面積が 2,000m ² 以上 5,000m ² 以下 | 延べ面積が 300m ² 以上 2,000m ² 以下 |
| 増築 | 増築部分が 2,000m ² 以上 | 増築部分が 300m ² 以上 かつ 増築面積が全体の 1/2 以上 |
| 改築 | 改築部分が 2,000m ² 以上 または 改築面積が全体の 1/2 以上 | 改築部分が 300m ² 以上 かつ 改築面積が全体の 1/2 以上 |

※第一種特定建築物、第二種特定建築物は省エネ法による特定建築物の区分

1.1.5 対象とする環境配慮の措置と評価

1) 対象とする環境配慮の措置

建築物の環境負荷の低減を図るため、次の区分について環境配慮の措置を講じることとしています。

- (1) エネルギーの使用の合理化
 - ア 建築物の熱負荷の低減
 - イ 設備の省エネルギー化
- (2) 自然エネルギーの利用（再生可能エネルギーの導入）
- (3) 資源の適正利用（オゾン層の保護等）
- (4) ヒートアイランド現象の緩和（敷地と建築物の被覆対策）
- (5) 自然環境の保全
 - ア 水循環（雨水浸透）
 - イ 緑の量、質の確保（生態系配慮）

2) 評価について

規則では1)に掲げる区分ごとに、配慮すべき事項の取り組み状況の度合いにより「段階」を設定し、自らの建築物がどの「段階」に適合するかを建築主自身に評価していただきます。

段階は以下の考え方にに基づき、①建築物の熱負荷の低減については、非住宅は省エネ法の基準値を参考に、住宅は住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)(以下「品確法」という)第3条第1項に基づく評価方法基準における省エネルギー対策等級を参考に、区分毎に設定を行っています。②設備の省エネルギー化については、非住宅は省エネ法の設計一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除した値(以下、「基準値」という)を参考に、住宅は品確法の省エネルギー対策等級を参考に、区分毎に設定を行っています。

評価基準：

| 段階評価 | 考 え 方 |
|------|--|
| 段階一 | <ul style="list-style-type: none"> ・非住宅及び住宅：省エネ法のエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号)を5%程度満足しない水準 ・住 宅：品確法の省エネルギー対策等級2に適合 |
| 段階1 | <ul style="list-style-type: none"> ・非住宅及び住宅：省エネ法のエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号)に適合する水準 ・住 宅：品確法の省エネルギー対策等級3に適合 ・法令等に規定がないものについては、環境配慮の措置の取り組み状況が一般的な水準にあること |
| 段階2 | <ul style="list-style-type: none"> ・非住宅及び住宅：省エネ法のエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号)への適合状況が段階1より高い水準 ・住 宅：品確法の省エネルギー対策等級4に適合 ・法令等に規定がないものについては、環境配慮の措置の取り組み状況が段階1より高い水準にあること |

※段階一は、規則で定める「建築主が環境に配慮すべき事項」の内、(1)エネルギーの使用の合理化(建築物の熱負荷の低減・設備の省エネルギー化)のみに設定しています。

なお、非住宅の段階評価は、平成26年3月31日までは従前の省エネ法(平成11年基準)の基準値を、住宅の段階評価は、平成27年3月31日までは従前の省エネルギー対策等級を使用できます。

建築物環境計画書制度 【住宅・事務所等各規模の評価対象項目】

住宅: 300㎡以上～5,000㎡以下
(RC構造5F延床2,000㎡相当モデル)

事務所・店舗他: 300㎡以上～2,000㎡未満
(RC構造8F延床1,000㎡相当モデル)

事務所・店舗他: 2,000㎡以上～5,000㎡以下
(RC構造10F延床4,000㎡相当モデル)

・省エネ法に定める基準達成を目指す。

・省エネ法の基準適合に加え、建築物の熱負荷の低減を目指す。

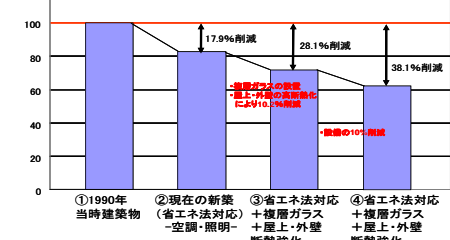
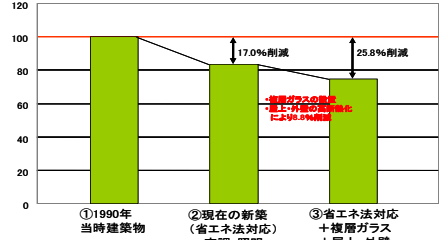
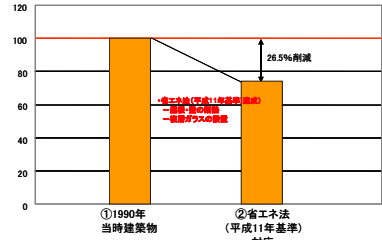
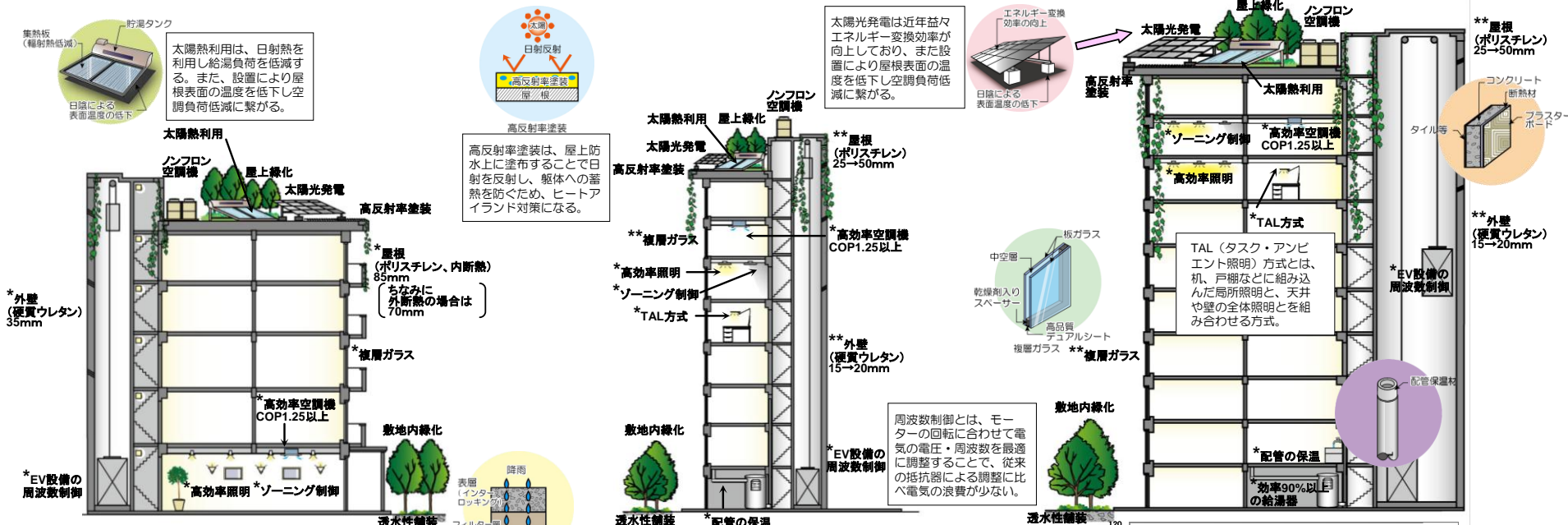
・省エネ基準の10%削減水準である「省エネ・リサイクル支援法による建築主の努力指針(平成11年告示)」への対応を目指す。

屋根* : ポリスチレンフォーム板(内断熱)の場合85mm (約5年で回収)
外壁* : 吹付け硬質ウレタンフォームの場合35mm(約6年で回収)
窓* : 複層ガラス(約6年で回収)
 (以下は共用部のみ)
空調機* : 冷暖房平均COP1.25以上
照明* : 高効率照明、ゾーニング制御
昇降機* : 周波数制御

屋根** : ポリスチレンフォーム板の厚さ25→50mm(約6年で回収)
外壁** : 吹付け硬質ウレタンフォームの厚さ15→20mm (約1年で回収)
窓** : 複層ガラス(約6年で回収)
空調機* : 冷暖房平均COP1.25以上
照明* : 高効率照明、ゾーニング制御、TAL方式
給湯* : 配管の保温
昇降機* : 周波数制御

屋根** : ポリスチレンフォーム板の厚さ25→50mm(約4年で回収)
外壁** : 吹付け硬質ウレタンフォームの厚さ15→20mm (約1年で回収)
窓** : 複層ガラス(約6年で回収)
空調機* : 冷暖房平均COP1.25以上
照明* : 高効率照明、ゾーニング制御、TAL方式
給湯* : 配管の保温、熱源機器の効率90%以上の高効率給湯器
昇降機* : 周波数制御

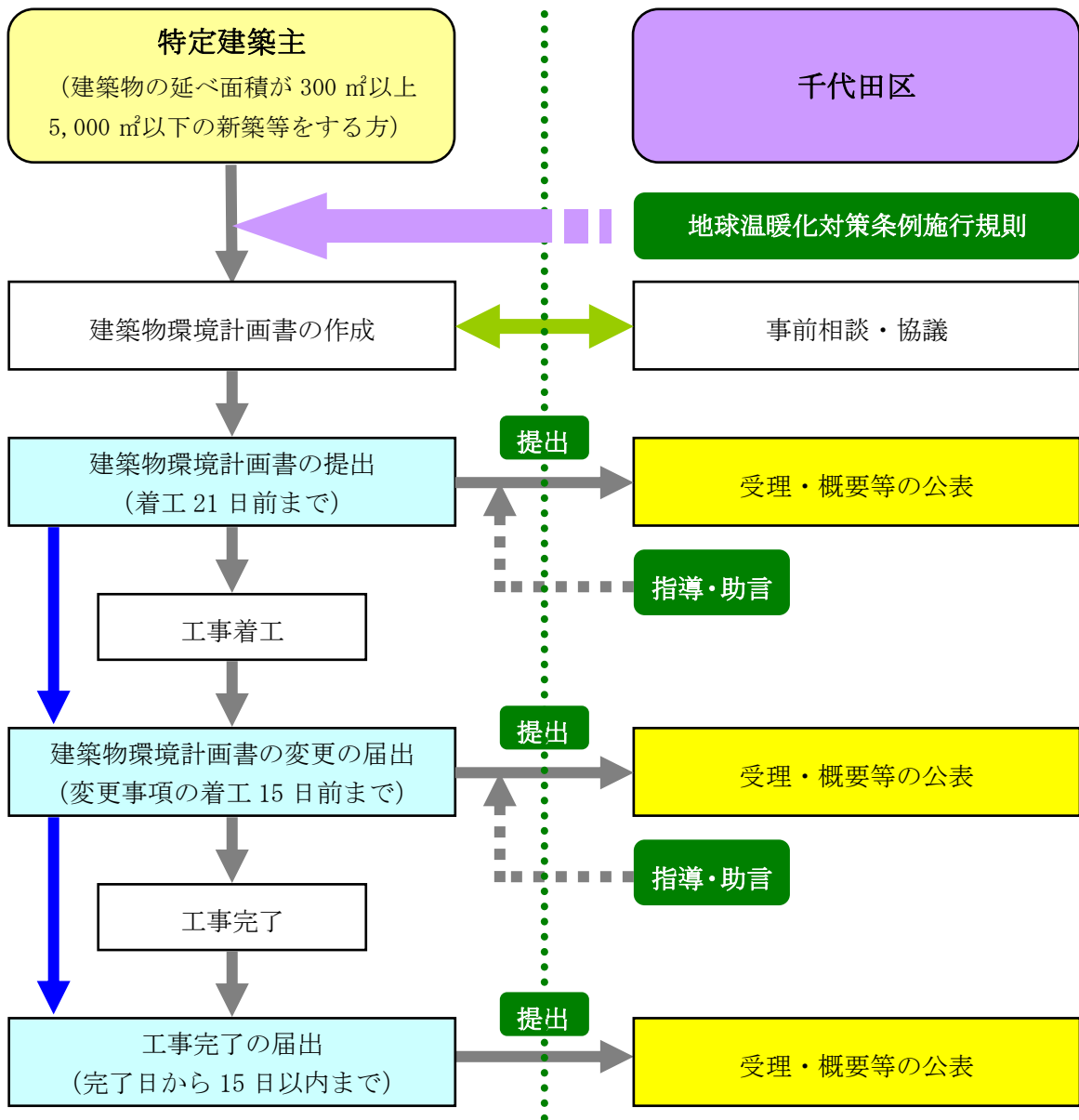
****:重点対策項目** ***:省エネ法対策項目** その他、千代田区の追加指導項目として、太陽光発電、太陽熱利用、高反射率塗装、屋上緑化、敷地内緑化、ノンフロン空調、透水性舗装をお願いします。



1.2 建築物環境計画書等の作成要領

1.2.1 手続きの流れ

この制度の手続きの流れは、次のとおりです。



1.2.2 建築物環境計画書の届出

建築主は規則に基づき、建築物の環境への配慮の措置などを示した「建築物環境計画書」(添付書類を含む)を作成し、区長に届け出ることとされています。

- a. 提出時期：建築物の新築等の工事に着手する 21 日前まで
建築物環境計画書の記載方法や計画書等提出スケジュールについては、なるべく事前協議のうえ提出していただけますようお願いいたします。
- b. 提出部数：2 部（正本、写し 1 部ずつ（写しはコピーでも可））
また、CD-R、電子メールなどを用いた電子データでの提出にもご協力ください。

1.2.3 建築物環境計画書の作成（様式は P29～P35 に掲載）

1) 建築物環境計画書の様式及び添付書類

【様式】

- i 建築物環境計画書（第 1 号様式）

【添付書類】

- i 評価チェックシート（第 2 号様式、第 2 号様式の 2）

規則第 2 号様式で示す評価チェックシートを作成して添付してください。作成方法は、P35～P75 に項目毎に掲載しています。記入例は参考 1（P76～P87）をご覧ください。

また、CD-R、電子メールなどを用いた電子データでの提出にもご協力ください。

- ii 省エネルギー計画書の写し

省エネ法に基づく「建築主等の判断の基準」（省エネ法第 73 条第 1 項に基づく建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等の判断の基準）により、特定建築物の建築主は、特定建築物の延べ面積が 300m² 以上である場合、「省エネルギー計画書」を特定建築物の工事の予定日の 21 日前までに、所管行政庁へ提出することが義務付けられています。この「省エネルギー計画書」の写しを、建築物環境計画書と併せて、提出してください。なお、「省エネルギー計画書」に添付した建築関係図書（配置図・平面図・立面図等）、設備関係図書（機器表、系統図等）についても同様に写しを添付してください。

- iii 環境性能の段階評価の根拠となる資料

例として、省エネルギー計画書の写しの他、緑化計画図（緑地部分の面積、緑化率等）、雨水浸透の計画の状況が確認できる図面や書類、再生可能エネルギー導入の検討状況が確認できる書類（2.2.1 再生可能エネルギーの導入参照）等が挙げられます。

1.2.4 建築物環境計画書の変更の届出

建築主は規則で定める事項の変更をしようとするときは、その旨を区長に届け出ることとされています。

1) 変更の届出が必要な場合

以下に該当する場合は、変更の届出が必要です。なお、下記以外の変更がある場合や詳細については、区の担当者に相談してください。

- ① 建築物の名称等の変更
- ② 建築物の主たる用途の変更
- ③ 延べ面積の増加
- ④ 環境への配慮のための措置の内容を変更し、当該変更により配慮の程度が計画を下回る場合
- ⑤ 建築物環境性能表示の内容に変更が生じる場合

2) 建築物環境計画書の変更の様式及び添付書類

【様式】

i 建築物環境計画変更届出書（第3号様式）

【添付書類】

i 変更事項にかかる図書

変更内容が確認できる仕様書、図面等の書類を添付してください。なお、詳細に関しては区の担当に相談してください。

ii 変更後の評価チェックシート（第2号様式、第2号様式の2）

※ 1) の④、⑤に該当する場合に限る

3) 提出時期

a. 提出時期：変更事項にかかる工事着手の15日前まで。ただし、建築物の名称、建築主の氏名、設計者の氏名の変更については、変更後速やかに提出してください。

b. 提出部数：2部（正本、写し1部ずつ（写しはコピーでも可））。

また、CD-R、電子メールなどを用いた電子データでの提出にもご協力ください。

1.2.5 工事完了の届出

建築主は工事が完了したときには、環境への配慮のための措置等の実施結果を示した「工事完了の届出」を区長に届け出ることとされています。

1) 工事完了の届出の様式及び添付書類

【様式】

- i 特定建築物工事完了届出書（第4号様式）

【添付書類】

i 計画書に添付した評価チェックシート（第2号様式、第2号様式の2）の評価を確認するための仕様書、図面等の書類

なお、計画書の内容に変更がない場合は、評価チェックシート（計画書に添付したものの写し）、案内図、配置図、建物概要（用途、各階床面積、階数、構造など）を示す書類

2) 提出時期など

- a. 提出時期：工事が完了した日（建築確認検査済証の発行日）から15日以内
- b. 提出部数：2部（正本、写し1部ずつ（写しはコピーでも可））。

また、CD-R、電子メールなどを用いた電子データでの提出にもご協力ください。

1.3 建築物環境計画書等の公表

建築主から提出された建築物環境計画書等は、その概要を千代田区ホームページ及び窓口で公表します。

1.3.1 建築物環境計画書等の公表の内容

建築物環境計画書等の公表対象となるのは、以下の通りとします。

i 2,000m²以上の建築物

- ① 建築物環境計画書（第1号様式）
- ② 評価チェックシート（第2号様式、第2号様式の2）

ii 2,000m²未満の建築物

- ③ 建築物環境計画書（第1号様式）
- ④ 評価チェックシート（第2号様式、第2号様式の2）

ただし、第2号様式、第2号様式の2のうち、以下の内容とします。

- ・ 建築物の熱負荷の低減、設備の省エネルギー化に関する事項

1.3.2 建築物環境計画書等の公表の有無

建築物環境計画書等について、原則公表対象とします。なお、建築主の氏名及び設計者の氏名については、公表の可否を建築主、設計者との協議により選択できますので、建築物環境計画書に記載してください。公表可とした建築主・設計者の氏名についてのみ公表対象とします。（可否の記載がない場合は公表対象と判断します。）

1.3.3 建築物環境計画書の変更内容の公表

建築物環境計画書の変更の届出を行った場合には、建築物環境計画書で公表を行った事項に、変更の内容を反映させたものを公表します。

1.3.4 工事完了後の公表

建築物の工事が完了した場合は、建築物環境計画書で公表を行った事項に、建築物環境計画変更届出書及び特定建築物工事完了届出書によって変更を届け出た内容を反映したものを公表します。

1.4 指導及び助言

1.4.1 指導及び助言

建築物について適切な環境配慮のための措置の実施を確保するため必要があるとき、区長は規則に基づき建築主に対して指導・助言を行うことがあります。具体的には、環境配慮の措置が段階1を満たしていない場合、省エネルギー性能基準を満たすような措置が講じられない場合が挙げられます。

これらの指導・助言を受けてなお、指導に従わない建築主については、その旨を公表することがあります。

1.5 環境配慮の措置と評価の段階

1.5.1 住宅用途の評価

| 分野 | 区分 | 評価基準への適合状況 | 段階評価 | 環境性能表示方法 |
|------------------|------------------|--|------|----------|
| 1. エネルギーの使用の合理化 | ①建築物の熱負荷の低減 | 次のいずれかの基準による。 1)外皮平均熱貫流量または平均日射熱取得率が基準に照らして不十分 2)住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第3条第1項に基づく評価方法基準における省エネルギー対策等級(以下「省エネルギー対策等級」という。)2に該当すること。 | — | ★ |
| | | 次のいずれかの基準による。 1)外皮平均熱貫流量が0.87を超え、かつ、平均日射熱取得率が2.8を超えるものであること。 2)省エネルギー対策等級3に該当すること。 | 1 | ★★ |
| | | 次のいずれかの基準による。 1)外皮平均熱貫流量が0.87以下、かつ、平均日射熱取得率が2.8以下であること。 2)省エネルギー対策等級4に該当すること。 | 2 | ★★★ |
| | ②設備の省エネルギー化 | 設計一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除した値(以下「基準値」という。)が1.05以下であり、かつ、当該基準値が1.0を超えるものであること。 | — | ★ |
| | | 基準値が、1.0以下であり、かつ、当該基準値が0.95を超えるものであること。 | 1 | ★★★ |
| | | 基準値が、0.95以下であること。 | 2 | ★★★ |
| 2. 自然エネルギーの利用 | ③再生可能エネルギーの導入 | 建築物の用途、規模、周辺の状況等を考慮し、次の再生可能エネルギー利用設備のいずれかの導入検討を行っていること。 ① 太陽光発電設備 ② 太陽熱集熱器 ③ 太陽熱集熱器と吸収式冷凍機又はヒートポンプとを連携したシステム ④ その他これらに準ずる設備 | 1 | ★ |
| | | 段階1に掲げる設備のいずれかを設置している。 | 2 | ★★ |
| 3. 資源の適正利用 | ④オゾン層の保護等 | 使用する断熱材、冷媒にオゾン層を破壊する物質を使用しないこと。 | 1 | ☆ |
| | | 使用する断熱材、冷媒にオゾン層を破壊する物質を使用しないこと。また、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 | 2 | ★ |
| 4. ヒートアイランド現象の緩和 | ⑤敷地と建築物の被覆対策 | 地表面または屋上に保水性の高い被覆材を選定するか、屋上に緑化や高反射率塗装を行っている。 | 1 | ☆ |
| | | 緑地、水面、保水性被覆材、高反射率被覆材の各対策評価面積の合計が、敷地面積の20%以上であること。 | 2 | ★ |
| 5. 自然環境の保全 | ⑥水循環 | 建築物の用途、規模、周辺の状況等を考慮し、段階2に示す雨水を浸透させる計画の検討を行っていること。 | 1 | ☆ |
| | | 雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ、透水性舗装、地表面の緑化等による雨水浸透施設を設けていること。ただし、敷地が、地下水位が高い等の理由により浸透効果を期待できない地域、雨水の浸透による防災上の支障が生じるおそれがある地域にある場合は、この基準を適用しない。 | 2 | ★ |
| | ⑦緑の量、質の確保(生態系配慮) | 千代田区緑化推進要綱の基準を満たしていること。 | 1 | ☆ |
| | | 地上部のうち樹木の植栽等のなされた部分の面積及び建築物上のうち樹木、芝、草花等の植栽のなされた部分の面積(以下「建築物上の緑化面積」という。)の総計(以下「総緑化面積」という。)が、敷地面積の15%以上の面積であること。 | 2 | ★ |

1.5.2 非住宅用途の評価

| 分野 | 区分 | 評価基準への適合状況 | 段階評価 | 環境性能表示方法 |
|------------------|------------------------------------|--|------|---------------|
| 1. エネルギーの使用の合理化 | ①建築物の熱負荷の低減 | 次のいずれかの基準による。 1)年間負荷係数(以下「PAL*」とする。)の値が、当該特定建築物のPAL*の基準値に1.05を乗じた値以下であり、かつ、当該PAL*の基準値に1.0を乗じた値を超えるものであること。 2)モデル建物法によるBPI _m の値が、1.0を超えるものであること。 | — | ★ |
| | | 次のいずれかの基準による。 1)PAL*の値が、当該特定建築物のPAL*の基準値に1.0を乗じた値以下であり、かつ、当該PAL*の基準値に0.9を乗じた値を超えるものであること。 2)モデル建物法によるBPI _m の値が、1.0以下であり、かつ、0.9を超えるものであること。 | 1 | ★★ |
| | | 次のいずれかの基準による。 1)PAL*の値が、当該特定建築物のPAL*の基準値に0.9を乗じた値以下であること。 2)モデル建物法によるBPI _m の値が、0.9を以下であること。 | 2 | ★★★ |
| | ②設備の省エネルギー化 評価欄()は2,000㎡未満の非住宅 | 次のいずれかの基準による。 1)設計一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除した値(以下「基準値」という。)が1.05以下であり、かつ、当該基準値が1.0を超えるものであること。 2)モデル建物法によるBEI _m の値が、1.0を超えるものであること。 | — | ★ (★) |
| | | 次のいずれかの基準による。 1)基準値が、1.0以下であり、かつ、当該基準値が0.95を超えるものであること。 2)モデル建物法によるBEI _m の値が、1.0以下であり、かつ、0.95を超えるものであること。 | 1 | ★★ (★★★) |
| | | 次のいずれかの基準による。 1)基準値が、0.95以下であること。 2)モデル建物法によるBEI _m の値が、0.95以下であること。 | 2 | ★★★ (★★★★) |
| 2. 自然エネルギーの利用 | ③再生可能エネルギーの導入 | 建築物の用途、規模、周辺の状況等を考慮し、次の再生可能エネルギー利用設備のいずれかの導入検討を行っていること。 ① 太陽光発電設備 ② 太陽熱集熱器 ③ 太陽熱集熱器と吸収式冷凍機又はヒートポンプとを連携したシステム ④ その他これらに準ずる設備 | 1 | ★ |
| | | 段階1に掲げる設備のいずれかを設置している。 | 2 | ★★ |
| 3. 資源の適正利用 | ④オゾン層の保護等 | 使用する断熱材、冷媒にオゾン層を破壊する物質を使用しないこと。 | 1 | ☆ |
| | | 使用する断熱材、冷媒にオゾン層を破壊する物質を使用しないこと。また、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 | 2 | ★ |
| 4. ヒートアイランド現象の緩和 | ⑤敷地と建築物の被覆対策 | 地表面または屋上に保水性の高い被覆材を選定するか、屋上に緑化や高反射率塗装を行っている。 | 1 | ☆ |
| | | 緑地、水面、保水性被覆材、高反射率被覆材の各対策評価面積の合計が、敷地面積の20%以上であること。 | 2 | ★ |
| 5. 自然環境の保全 | ⑥水循環 | 建築物の用途、規模、周辺の状況等を考慮し、段階2に示す雨水を浸透させる計画の検討を行っていること。 | 1 | ☆ |
| | | 雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ、透水性舗装、地表面の緑化等による雨水浸透施設を設けていること。ただし、敷地が、地下水位が高い等の理由により浸透効果を期待できない地域、雨水の浸透による防災上の支障が生じるおそれがある地域にある場合は、この基準を適用しない。 | 2 | ★ |
| | ⑦緑の量、質の確保(生態系配慮) | 千代田区緑化推進要綱の基準を満たしていること。 | 1 | ☆ |
| | | 地上部のうち樹木の植栽等のなされた部分の面積及び建築物上のうち樹木、芝、草花等の植栽のなされた部分の面積(以下「建築物上の緑化面積」という。)の総計(以下「総緑化面積」という。)が、敷地面積の15%以上の面積であること。 | 2 | ★ |

1.6 建築物環境性能表示の基準

建築物環境性能表示（標章）は、環境計画書の7つの区分について、環境配慮の評価内容及び段階評価結果をふまえ、以下の4つの表示項目に分類して表示を行います。

【建築物環境性能表示の表示項目】

- ・ 建築物の断熱対策
- ・ 設備の省エネルギー対策
- ・ 地球温暖化対策（上記以外）
- ・ ヒートアイランド対策

建築物環境計画書の7つの区分と、環境性能表示の表示項目の対応関係及び性能の表示方法は、以下のとおりとします。

| | 別表第1による環境性能の段階評価 | | 建築物環境性能表示(標章) | |
|------------------|--|---|---------------|---------------------------|
| | 評価内容及び段階評価結果 | | 表示方法 | 表示項目 |
| 区分 | ①建築物の熱負荷の低減 | － | ★ | 建築物の断熱対策 (満点★★★★) |
| | | 1 | ★★ | |
| | | 2 | ★★★ | |
| | ②設備の省エネルギー化 表示方法欄()は住宅及び2,000 ㎡未満の非住宅 | － | ★ (★) | 設備の省エネルギー対策 (満点★★★★) |
| | | 1 | ★★ (★★★★) | |
| | | 2 | ★★★ (★★★★) | |
| | ③再生可能エネルギーの導入 | 1 | ★ | 地球温暖化対策(上記以外) (満点★★★★) |
| | | 2 | ★★ | |
| | ④オゾン層の保護等 | 1 | ☆ | |
| | | 2 | ★ | |
| | ⑤敷地と建築物の被覆対策 | 1 | ☆ | |
| | | 2 | ★ | |
| | ⑥水循環 | 1 | ☆ | ヒートアイランド対策 (満点★★★★) |
| | | 2 | ★ | |
| ⑦緑の量、質の確保(生態系配慮) | 1 | ☆ | | |
| | 2 | ★ | | |

備考 各段階評価の星印は、☆が0.5点、★が1.0点と考え、☆2つで★1つに換算する。

【建築物環境性能表示（標章）の様式】

①カラーの場合

千代田区建築物環境性能表示


| 建物用途 [] | 評価項目 | 評価（3段階） |
|---|-------------------------------------|---------|
|  | 建築物の断熱対策 | ☆☆☆ |
| | 設備の省エネルギー対策 | ☆☆☆ |
| | 地球温暖化対策（上記以外） （再生可能エネルギー・オゾン層保護） | ☆☆☆ |
| | ヒートアイランド対策 （被覆対策・水循環・みどり） | ☆☆☆ |

この表示は、千代田区地球温暖化対策条例施行規則に基づく自己評価結果です。

※評価は、☆☆☆を最上位とし、☆が0.5点、☆2つで★1つに換算する。
 ※設備の省エネルギー対策評価は共用部のみで、住戸は対象外です。

②白黒の場合

千代田区建築物環境性能表示

| 建物用途 [] | 評価項目 | 評価（3段階） |
|---|-------------------------------------|---------|
|  | 建築物の断熱対策 | ☆☆☆ |
| | 設備の省エネルギー対策 | ☆☆☆ |
| | 地球温暖化対策（上記以外） （再生可能エネルギー・オゾン層保護） | ☆☆☆ |
| | ヒートアイランド対策 （被覆対策・水循環・みどり） | ☆☆☆ |

この表示は、千代田区地球温暖化対策条例施行規則に基づく自己評価結果です。

※評価は、☆☆☆を最上位とし、☆が0.5点、☆2つで★1つに換算する。
 ※設備の省エネルギー対策評価は共用部のみで、住戸は対象外です。

【留意事項】

- ・ 表示を構成する文字、記号等は容易に識別できること
- ・ 極端な変形、構成要素の変更はしないこと

【表示項目と評価の概要】

①建築物の断熱対策

1) 住宅

住宅の建築物の熱負荷の低減については、「外皮平均熱貫流量及び平均日射熱取得率の基準」あるいは「住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく省エネルギー対策等級」のいずれかを準用し評価しています。

| 段階評価 | 評価基準 | 性能表示 |
|------|---|------|
| 段階一 | 次のいずれかの基準による。 1)外皮平均熱貫流量または平均日射熱取得率が基準に照らして不十分 2)住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 3 条第 1 項に基づく評価方法基準における省エネルギー対策等級（以下「省エネルギー対策等級」という。） 2 に該当 | ★ |
| 段階 1 | 次のいずれかの基準による。 1)外皮平均熱貫流量が 0.87 を超え、かつ、平均日射熱取得率が 2.8 を超える場合 2)省エネルギー対策等級 3 に該当 | ★★ |
| 段階 2 | 次のいずれかの基準による。 1)外皮平均熱貫流量が 0.87 以下、かつ、平均日射熱取得率が 2.8 以下である場合 2)省エネルギー対策等級 4 に該当 | ★★★ |

2) 非住宅

非住宅の建築物の熱負荷の低減については、「建築物の熱負荷に関する年間熱負荷係数」あるいは「モデル建物法の評価方法（BPI_m の値）」を準用し、省エネ法（平成 25 年）の基準値に適合する水準か否かについて評価を行っています。

| 段階評価 | 評価基準 | 性能表示 |
|------|--|------|
| 段階一 | 次のいずれかの基準による。 1)年間負荷係数（以下「PAL*」とする。）の値が、当該特定建築物のPAL*の基準値に 1.05 を乗じた値以下であり、かつ、当該PAL*の基準値に 1.0 を乗じた値を超えるもの。 2)モデル建物法による BPI _m の値が、1.0 を超えるもの。 | ★ |
| 段階 1 | 次のいずれかの基準による。 1)PAL*の値が、当該特定建築物のPAL*の基準値に 1.0 を乗じた値以下であり、かつ、当該PAL*の基準値に 0.9 を乗じた値を超えるものであること。 2)モデル建物法による BPI _m の値が、1.0 以下であり、かつ、0.9 を超えるものであること。 | ★★ |
| 段階 2 | 次のいずれかの基準による。 1)PAL*の値が、当該特定建築物のPAL*の基準値に 0.9 を乗じた値以 | ★★★ |

| | | |
|--|--|--|
| | 下であること。 2) モデル建物法による BPI _m の値が、0.9 を以下であること。 | |
|--|--|--|

②設備の省エネルギー対策

1) 住宅

住宅の設備の省エネルギー化の評価対象となっている建築設備は、次のとおりと
しています。

- ・ 空気調和設備
- ・ 空気調和設備以外の機械換気設備
- ・ 照明設備
- ・ 給湯設備
- ・ 昇降機

これらの建築設備について、設計一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費
量で除した値（以下「基準値」という。）に適合する水準か否かについて評価を行って
います。

| 段階 評価 | 評価基準 | 性能表示 |
|----------|--|------|
| 段階一 | 設計一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除した 値（以下「基準値」という。）が 1.05 以下であり、かつ、当該基 準値が 1.0 を超えるものであること。 | ★ |
| 段階 1 | 基準値が、1.0 以下であり、かつ、当該基準値が 0.95 を超えるもの であること。 | ★★★★ |
| 段階 2 | 基準値が、0.95 以下であること。 | ★★★★ |

2) 非住宅

非住宅の設備の省エネルギー化の評価対象となっている建築設備は、次のとおりと
しています。

- ・ 空気調和設備
- ・ 空気調和設備以外の機械換気設備
- ・ 照明設備
- ・ 給湯設備
- ・ 昇降機

これらの建築設備について基準値に適合する水準か否かについて評価を行っていま
す。

| 段階評価 | 評価基準 | 性能表示 |
|------|---|------|
| 段階一 | 次のいずれかの基準による。 1) 設計一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除した値（以下「基準値」という。）が 1.05 以下であり、かつ、当該基準値が 1.0 を超えるものであること。 2) モデル建物法による BEIm の値が、1.0 を超えるもの。 | ★ |
| 段階 1 | 次のいずれかの基準による。 1) 基準値が、1.0 以下であり、かつ、当該基準値が 0.95 を超えるものであること。 2) モデル建物法による BEIm の値が、1.0 以下であり、かつ、0.95 を超えるものであること。 | ★★ |
| 段階 2 | 次のいずれかの基準による。 1) 基準値が、0.95 以下であること。 2) モデル建物法による BEIm の値が、0.95 を以下であること。 | ★★★ |

③地球温暖化対策（上記以外）

地球温暖化対策については、「再生可能エネルギーの導入」及び「オゾン層の保護等」を対象とし、その取り組み状況の水準について評価を行っています。

【再生可能エネルギーの導入】

| 段階評価 | 評価基準 | 性能表示 |
|------|---|------|
| 段階 1 | 建築物の用途、規模、周辺の状況等を考慮し、次の再生可能エネルギー利用設備のいずれかの導入検討を行っていること。 ① 太陽光発電設備 ② 太陽熱集熱器 ③ 太陽熱集熱器と吸収式冷凍機又はヒートポンプとを連携したシステム ④ その他これらに準ずる設備 | ★ |
| 段階 2 | 段階 1 に掲げる設備のいずれかを設置している。 | ★★ |

【オゾン層の保護等】

| 段階評価 | 評価基準 | 性能表示 |
|------|---|------|
| 段階 1 | 使用する断熱材、冷媒にオゾン層を破壊する物質を使用しないこと。 | ☆ |
| 段階 2 | 使用する断熱材、冷媒にオゾン層を破壊する物質を使用しないこと。かつ、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 | ★ |

④ヒートアイランド対策

ヒートアイランド対策については、「敷地と建築物の被覆対策」、「水循環」及び「緑の量、質の確保（生態系配慮）」を対象とした評価を行っています。

【敷地と建築物の被覆対策】

| 段階評価 | 評価基準 | 性能表示 |
|------|--|------|
| 段階 1 | 地表面または屋上に保水性の高い被覆材を選定するか、屋上に緑化や高反射率塗装を行っている。 | ☆ |
| 段階 2 | 緑地、水面、保水性被覆材、高反射率被覆材の各対策評価面積の合計が、敷地面積の 20%以上であること。 | ★ |

【水循環】

| 段階評価 | 評価基準 | 性能表示 |
|------|---|------|
| 段階 1 | 建築物の用途、規模、周辺の状況等を考慮し、段階 2 に示す雨水を浸透させる計画の検討を行っていること。 | ☆ |
| 段階 2 | 雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ、透水性舗装、地表面の緑化等による雨水浸透施設を設けていること。ただし、敷地が、地下水位が高い等の理由により浸透効果を期待できない地域、雨水の浸透による防災上の支障が生じるおそれがある地域にある場合は、この基準を適用しない。 | ★ |

【緑の量、質の確保（生態系配慮）】

| 段階評価 | 評価基準 | 性能表示 |
|------|---|------|
| 段階 1 | 千代田区緑化推進要綱の基準を満たしていること。 | ☆ |
| 段階 2 | 地上部のうち樹木の植栽等のなされた部分の面積及び建築物上のうち樹木、芝、草花等の植栽のなされた部分の面積（以下「建築物上の緑化面積」という。）の総計（以下「総緑化面積」という。）が、敷地面積の 15%以上の面積であること。 | ★ |

1.7 建築物環境性能表示の届出

建築物環境計画書の届出を行った建築主は、建築物の全部又は一部を販売、賃貸に供する建築物について、建築物環境性能表示を広告に掲載することができます。

建築物環境性能表示を広告に使用する建築主は、建築物環境性能表示届出書を区長に届け出ることとされています。

1) 環境性能表示の届出の様式及び添付書類

【様式】

- i 建築物環境性能表示（変更）届出書（第6号様式）

【添付書類】

- i 建築物環境性能表示を掲載する広告又はその写し

対象とする広告：新聞紙に掲載される広告

雑誌に掲載される広告

新聞への折り込み又は配布されるチラシ

ビラ、パンフレット、小冊子等

電子的方式、磁氣的方式その他による記録等

インターネットの利用による広告

2) 提出時期など

- c. 提出時期：表示をした日の翌日から15日以内

- d. 提出部数：2部（正本、写し1部ずつ（写しはコピーでも可））。

また、CD-R、電子メールなどを用いた電子データでの提出にもご協力ください。

電子データでの提出が困難な場合には、事前に相談してください。

建築物環境性能表示の内容に変更が生じた場合においても同様とします。

1.8 千代田区地球温暖化対策条例施行規則及び様式

千代田区地球温暖化対策条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条－第2条）

第2章 事業所の環境配慮行動（第3条－第9条）

第3章 建築物に係る環境配慮の措置（第10条－第18条）

第4章 雑則（第19条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、千代田区地球温暖化対策条例（平成19年千代田区条例第29号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、次の各号に定めるところによるほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）における用語の例による。

- （1） 特定事業者 条例第17条第2項に定める特定事業者をいい、千代田区内に事業所を所有する従業員数300人以上の事業者をいう。
- （2） 特定建築物 延べ面積（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築後における延べ面積）が300平方メートル以上、5,000平方メートル以下の建築物をいう。ただし、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第75条第1項第1号又は第75条の2第1項の規定による届出が必要となる規模の建築物に限る。
- （3） 新築等 新築、増築又は改築をいう。
- （4） 特定建築主 特定建築物の新築等をしようとする者をいう。
- （5） 建築物環境性能表示 特定建築物の環境への配慮に係る性能の評価を記載した標章をいう。

第2章 事業所の環境配慮行動

（計画書の提出）

第3条 特定事業者は、条例第17条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を記載した温暖化配慮行動に係る計画書（以下「計画書」という。）を作成し、千代田区長（以下「区長」という。）に提出する。

- (1) 従業員の環境教育の内容
- (2) 地域貢献の内容
- (3) 環境活動の内容
- (4) 前号に掲げるもののほか、地球温暖化の防止に寄与するための計画
(報告書の提出)

第4条 特定事業者は、次に掲げる事項を記載した報告書（以下「報告書」という。）を作成し、区長に提出しなければならない。

- (1) 従業員の環境教育実施内容
- (2) 地域貢献の実施内容
- (3) 環境活動の実施内容
- (4) 前号に掲げるもののほか、地球温暖化の防止に寄与するために実施した措置の内容
(計画書及び報告書の様式及び提出期限等)

第5条 計画書及び報告書の様式及び提出期限等は別に定める。

(特定事業者以外の事業者等の計画書及び報告書)

第6条 特定事業者以外の事業者及び区民は、第3条から前条までの規定に準じ、計画書及び報告書を提出することができる。

(審査会の設置)

第7条 区長は、計画書及び報告書を点検審査するための審査会を設置することができる。

2 審査会の組織及び運営等については、別に定める。

(表彰)

第8条 区長は、審査会の審査結果に基づき、計画の内容及びその実施状況が特に優良であると認める事業者を表彰することができる。

(公表)

第9条 審査会の審査結果及び表彰については、決定後速やかに公表する。

第3章 建築物に係る環境配慮の措置

(特定建築主の配慮すべき事項)

第10条 特定建築主は、特定建築物の新築等をしようとするときは、当該建築物の環境負荷の低減を図るため、次に掲げる事項（以下「環境配慮事項」という。）に配慮するものとする。

- (1) エネルギーの使用の合理化
 - ア 建築物の熱負荷の低減
 - イ 設備の省エネルギー化
- (2) 自然エネルギー等の再生可能エネルギーの利用

- (3) オゾン層の保護等のための資源の適正利用
 - (4) 敷地と建築物の緑化等の被覆対策等によるヒートアイランド現象の緩和
 - (5) 自然環境の保全
 - ア 雨水の地下浸透による水循環
 - イ 緑化による緑の量と質の確保、生態系への配慮
- (特定建築主の責務)

第11条 特定建築主は、特定建築物の新築等をしようとするときは、前条に定める環境配慮事項について、別表第1に定める評価基準への適合状況（以下「適合状況」という。）を把握し、当該特定建築物に係る環境性能の自己評価を行い、環境負荷の低減に努めるものとする。

- 2 前項の環境性能の自己評価は、配慮すべき事項の取り組み状況の度合いによる段階評価を行い、その環境性能の段階に応じて星印の数を用いて表示するものとする。
- (建築物環境計画書の届出)

第12条 特定建築主は、条例第18条第2項の規定に基づき特定建築物の新築等の工事に着手する日の21日前までに、建築物環境計画書（第1号様式）、前条の環境性能の自己評価について記載した評価チェックシート（住宅用途の場合は第2号様式、非住宅用途の場合は第2号様式の2）に別表第2に掲げる図書を添えて、区長に届け出なければならない。

(建築物環境計画書の公表)

第13条 区長は、前条の規定による届出があったときは、次の各号に掲げる事項について公表する。ただし、第2号及び第3号に掲げる事項については、特定建築主及び設計者との協議により公表しないことができる。

- (1) 特定建築物の名称及び所在地
- (2) 特定建築主の氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
- (3) 設計者の氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
- (4) 特定建築物の概要
- (5) 特定建築物の環境への配慮のための措置に関する事項

2 前項の規定にかかわらず、延べ面積が2,000平方メートル未満の特定建築物の届出に係る公表は、前項第5号に掲げる事項については第10条第1号に関する事項に限る。

3 前2項の規定にかかわらず、環境性能の自己評価の内容等が適正でないと認めるときは、区長は公表せず、又は撤回することができる。

4 第1項に定める公表は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 区の指定する場所での閲覧
- (2) インターネットの利用による公表

5 公表に当たっては、自己評価の内容を区が保証するものではないことを注記するものとする。

(建築物環境計画書の変更の届出及び公表)

第 14 条 特定建築主は、特定建築物の新築等に係る工事が完了するまでの間に、前条第 1 項各号に掲げる事項に変更が生じる場合は、同項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項に係る変更にあつては当該事項の変更後速やかに、同項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項に係る変更にあつては当該事項の変更に係る工事に着手する日の 15 日前までに、建築物環境計画変更届出書（第 3 号様式）に、変更の内容を示した図書を添えて、区長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、前条の規定を準用する。

(工事完了の届出及び公表)

第 15 条 特定建築主は、特定建築物の新築等に係る工事が完了したときは、工事が完了した日から 15 日以内に、特定建築物工事完了届出書（第 4 号様式）により、建築物環境計画書に記載された環境への配慮のための措置等の実施結果を示した書類及び図書を添えて、区長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、第 13 条の規定を準用する。

(建築物環境性能表示の基準及び広告への表示の届出)

第 16 条 特定建築主は、第 12 条及び第 14 条第 1 項の規定により届出を行った特定建築物（届出が増築の場合にあつては、当該増築に係る部分に限る。）について、当該特定建築物の全部又は一部については販売又は賃貸を目的とする広告に建築物環境性能表示（第 5 号様式）を使用することができる。

2 建築物環境性能表示は、特定建築主が第 11 条の規定による環境性能評価に基づき、別表第 3 に定める基準により行う。

3 建築物環境性能表示を広告に使用する特定建築主は、建築物環境性能表示の使用日の翌日から起算して 15 日以内に、建築物環境性能表示届出書（第 6 号様式）により、区長に届け出なければならない。建築物環境性能表示の内容に変更が生じた場合においても同様とする。

4 区長は、前項による届出があつた場合において表示内容に不適正なものがあると認めるときは、是正については指導又は勧告することができる。

(指導及び助言)

第 17 条 区長は、特定建築主が行う特定建築物の環境配慮事項に関する措置について、必要な指導及び助言を行うことができる。

2 区長は、第 12 条、第 14 条第 1 項、第 15 条第 1 項又は前条第 3 項の規定により届出を行うべき者が当該届出を行わない場合は、その者に対し当該届出を行うべきことを指導することができる。

3 区長は、前項の規定により届出を行うべきことの指導を受けた者が、正当な理由なく、当該指導に従わなかったときは、その旨を公表する等、必要な措置を行うことができる。

(報告の徴収)

第 18 条 区長は、特定建築主に対し特定建築物の環境への配慮のための措置の実施状況その他必要な事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。

第 4 章 雑則

(委任)

第 19 条 この規則に規定するもののほか、この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の第 3 章の規定は、この規則施行の日以後に着工した建築物について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 特定建築物の環境性能の自己評価及びこれに基づく評価チェックシートの様式については、改正後の別表第 1 及び第 2 号様式の 2 の規定にかかわらず、平成 26 年 3 月 31 日までの間、なお従前の例によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 特定建築物の環境性能の自己評価及びこれに基づく評価チェックシートの様式については、改正後の別表第 1 及び第 2 号様式の 2 の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までの間、なお従前の例によることができる。

別表第1（第11条関係）

| 分野 | 区分 | 評価基準への適合状況 | 段階評価 | 環境性能表示方法 | |
|--|---|---|---|---------------|----|
| 1. エネルギーの使用の合理化 | ① 建築物の熱負荷の低減 | (非住宅) 次のいずれかの基準による。 1) 年間負荷係数(以下「PAL*」とする。)の値が、当該特定建築物のPAL*の基準値に 1.05 を乗じた値以下であり、かつ、当該PAL*の基準値に 1.0 を乗じた値を超えるものであること。 2) モデル建物法による BPI _m の値が、1.0 を超えるものであること。 (住宅) 次のいずれかの基準による。 1) 外皮平均熱貫流率または平均日射熱取得率が基準に照らして不十分であること。 2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第3条第1項に基づく評価方法基準における省エネルギー対策等級(以下「省エネルギー対策等級」という。)2に該当すること。 | — | ★ | |
| | | (非住宅) 次のいずれかの基準による。 1) PAL*の値が、当該特定建築物のPAL*の基準値に 1.0 を乗じた値以下であり、かつ、当該PAL*の基準値に 0.9 を乗じた値を超えるものであること。 2) モデル建物法による BPI _m の値が、1.0 以下であり、かつ、0.9 を超えるものであること。 (住宅) 次のいずれかの基準による。 1) 外皮平均熱貫流率が 0.87 を超え、かつ、平均日射熱取得率が 2.8 を超えるものであること。 2) 省エネルギー対策等級3に該当すること。 | 1 | ★★ | |
| | | (非住宅) 次のいずれかの基準による。 1) PAL*の値が、当該特定建築物のPAL*の基準値に 0.9 を乗じた値以下であること。 2) モデル建物法による BPI _m の値が、0.9 を以下であること。 (住宅) 次のいずれかの基準による。 1) 外皮平均熱貫流率が 0.87 以下かつ平均日射熱取得率が 2.8 以下であること。 2) 省エネルギー対策等級4に該当すること。 | 2 | ★★★ | |
| | | (非住宅) 次のいずれかの基準による。 1) 設計一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除した値(以下「基準値」という。)が 1.05 以下であり、かつ、当該基準値が 1.0 を超えるものであること。 2) モデル建物法による BEI _m の値が、1.0 を超えるものであること。 (住宅) 設計一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除した値(以下「基準値」という。)が 1.05 以下であり、かつ、当該基準値が 1.0 を超えるものであること。 | — | ★ (★) | |
| | ② 設備の省エネルギー化 評価欄()は住宅及び2,000㎡未満の非住宅 | (非住宅) 次のいずれかの基準による。 1) 基準値が、1.0 以下であり、かつ、当該基準値が 0.95 を超えるものであること。 2) モデル建物法による BEI _m の値が、1.0 以下であり、かつ、0.95 を超えるものであること。 (住宅) 基準値が、1.0 以下であり、かつ、当該基準値が 0.95 を超えるものであること。 | 1 | ★★ (★★★) | |
| | | (非住宅) 次のいずれかの基準による。 1) 基準値が、0.95 以下であること。 2) モデル建物法による BEI _m の値が、0.95 を以下であること。 (住宅) 基準値が、0.95 以下であること。 | 2 | ★★★ (★★★★) | |
| | | 建築物の用途、規模、周辺の状況等を考慮し、次の再生可能エネルギー利用設備のいずれかの導入検討を行っていること。 ① 太陽光発電設備 ② 太陽熱集熱器 ③ 太陽熱集熱器と吸収式冷凍機又はヒートポンプとを連携したシステム ④ その他これらに準ずる設備 段階1に掲げる設備のいずれかを設置している。 | 1 | ★ | |
| | 2. 自然エネルギーの利用 | ③ 再生可能エネルギーの導入 | 段階1に掲げる設備のいずれかを設置している。 | 2 | ★★ |
| | | | 使用する断熱材、冷媒にオゾン層を破壊する物質を使用しないこと。 | 1 | ☆ |
| | 3. 資源の適正利用 | ④ オゾン層の保護等 | 使用する断熱材、冷媒にオゾン層を破壊する物質を使用しないこと。また、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 | 2 | ★ |
| 地表面または屋上に保水性の高い被覆材を選定するか、屋上に緑化や高反射率塗装を行っている。 | | | 1 | ☆ | |
| 4. ヒートアイランド現象の緩和 | ⑤ 敷地と建築物の被覆対策 | 緑地、水面、保水性被覆材、高反射率被覆材の各対策評価面積の合計が、敷地面積の20%以上であること。 | 2 | ★ | |
| | | 建築物の用途、規模、周辺の状況等を考慮し、段階2に示す雨水を浸透させる計画の検討を行っていること。 | 1 | ☆ | |
| 5. 自然環境の保全 | ⑥ 水循環 | 雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ、透水性舗装、地表面の緑化等による雨水浸透施設を設けていること。ただし、敷地が、地下水位が高い等の理由により浸透効果を期待できない地域、雨水の浸透による防災上の支障が生じるおそれがある地域にある場合は、この基準を適用しない。 | 2 | ★ | |
| | | 千代田区緑化推進要綱の基準を満たしていること。 | 1 | ☆ | |
| | ⑦ 緑の量、質の確保(生態系配慮) | 地上部のうち樹木の植栽等のなされた部分の面積及び建築物上のうち樹木、芝、草花等の植栽のなされた部分の面積(以下「建築物上の緑化面積」という。)の総計(以下「総緑化面積」という。)が、敷地面積の15%以上の面積であること。 | 2 | ★ | |
| | | | | | |

備考 表中、区分①におけるPALの基準値、外皮平均熱貫流率、平均日射熱取得率及び②における基準値はエネルギーの使用の合理化に関する法律第73条第1項の規定による建築主等及び特定建築物の所有者の判断基準(平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号)によるものとする。

別表第2（第12条関係）

| |
|--|
| <p>添付書類</p> <p>1. 省エネルギー計画書（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第75条又は第75条の2の規定に基づく計画書をいう。）の写し</p> <p>※当該計画書に添付した建築関係図書（配置図・平面図・立面図等）、設備関係図書（機器表、系統図等）についても同様に写しを添付する。</p> <p>2. 環境性能評価の根拠となる資料</p> <p>例）緑化計画図（緑地部分の面積、緑化率等）、雨水浸透計画図（検討書）、再生可能エネルギー導入検討書等</p> |
|--|

別表第3（第16条関係）

| | 別表第1による環境性能の段階評価 | | 建築物環境性能表示（標章） | |
|------------------|--|---|----------------|---------------------------|
| | 評価内容及び段階評価結果 | | 表示方法 | 表示項目 |
| 区分 | ①建築物の熱負荷の低減 | — | ★ | 建築物の断熱対策 (満点★★★★) |
| | | 1 | ★★ | |
| | | 2 | ★★★★ | |
| | ②設備の省エネルギー化 表示方法欄（ ）は住宅及び2,000㎡未満の非住宅 | — | ★ (★) | 設備の省エネルギー対策 (満点★★★★) |
| | | 1 | ★★ (★★★★) | |
| | | 2 | ★★★★ (★★★★) | |
| | ③再生可能エネルギーの導入 | 1 | ★ | 地球温暖化対策（上記以外） (満点★★★★) |
| | | 2 | ★★ | |
| | ④オゾン層の保護等 | 1 | ☆ | |
| | | 2 | ★ | |
| | ⑤敷地と建築物の被覆対策 | 1 | ☆ | |
| | | 2 | ★ | |
| | ⑥水循環 | 1 | ☆ | ヒートアイランド対策 (満点★★★★) |
| | | 2 | ★ | |
| ⑦緑の量、質の確保（生態系配慮） | 1 | ☆ | | |
| | 2 | ★ | | |

備考 各段階評価の星印は、☆が0.5点、★が1.0点と考え、☆2つで★1つに換算する。

建築物環境計画書

年 月 日

千代田区長 殿

住所

届出者(建築主)

氏名

印

〔法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地〕

千代田区地球温暖化対策条例施行規則第12条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | | |
|--------------------|---------------------------|----------------|------------------------|----------------|
| 特定建築物の名称 | | | | |
| 特定建築物の所在地 | | 千代田区 | | |
| 設計者 | 氏名 (法人にあつては名称、代表者の氏名) | | | |
| | 住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地) | | | |
| 連絡先 | 名称/住所 | | | |
| | 部署・担当者氏名 | | | |
| | 電話番号 | | | |
| 特定建築物の概要 | | | | |
| 新築・増築等の区別 | | | | |
| 工事期間(予定) | 工事着手 年 月 日 | 工事完了 年 月 日 | | |
| 敷地面積 | m ² | 建築面積 | m ² | |
| 延べ面積 | m ² | 建築物の高さ | m | |
| 階数 | 地上 階、地下 階 | 構造 | | |
| 用途別床面積 | 住宅等 | m ² | 飲食店等 | m ² |
| | 事務所等 | m ² | ホテル等 | m ² |
| | その他() | m ² | その他() | m ² |
| 環境への配慮のための措置(取組内容) | 添付のとおり | | 建築主の氏名の公表 設計者の氏名の公表 | 可・不可 可・不可 |

| | |
|------|--|
| ※受付欄 | |
|------|--|

備考 ※印の欄には、記入しないこと

| 評価チェックシート(住宅) | | | | | |
|----------------|---|----------------|----------------------------------|------------------|-----|
| 建築物概要 | | | 建築物の環境性能(3段階) | | |
| 名称 | | | | 建築物の断熱対策(区分①) | ••• |
| 所在地 | | | | 設備の省エネルギー対策(区分②) | ••• |
| 用途 | 敷地面積 | m ² | 地球温暖化対策(区分③,④の合計) | | ••• |
| 構造 | 延べ面積 | m ² | ヒートアイランド対策(区分⑤,⑥,⑦の合計) | | ••• |
| 階数 | 工事完了予定年月 | | (対策ごとに★★★が最上位、以下★★☆、★★、★☆、★、☆、…) | | |
| 区分 | 環境への配慮のための措置(取組内容) | | | 評価 | |
| ① 建築物の熱負荷の低減 | <input type="checkbox"/> 屋根の断熱を強化 【断熱材】 () 厚さ()mm 熱抵抗値()m ² K/W 熱貫流率()W/m ² K <input type="checkbox"/> 外壁の断熱を強化 【断熱材】 () 厚さ()mm 熱抵抗値()m ² K/W 熱貫流率()W/m ² K <input type="checkbox"/> 窓の断熱を強化 【建具材質】 () 【ガラス種別】() 【付属部材】 () 熱貫流率()W/m ² K 日射侵入率() <評価方法> <input type="checkbox"/> 外皮平均熱貫流率()W/m ² K 冷房期の平均日射取得率() <input type="checkbox"/> 品確法による省エネルギー対策等級() | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 照明 高効率型の照明器具を採用 【共用部】 <input type="checkbox"/> 空調 高効率エアコンを採用 <input type="checkbox"/> 照明 高効率型の照明器具を採用 <input type="checkbox"/> 給湯 高効率給湯器を採用 <評価方法> <input type="checkbox"/> 一次エネルギー消費量による評価 ET/EST= <input type="text"/> | | | | |
| ③ 再生可能エネルギーの導入 | <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギーの導入を検討 () <input type="checkbox"/> いずれかの再生可能エネルギーの設備を設置 () | | | | |
| ④ オゾン層の保護等 | <input type="checkbox"/> 断熱材と冷媒にオゾン層を破壊する物質を不使用 断熱材の種類 () 発泡剤の種類 () 冷媒の種類 () <input type="checkbox"/> 可能な限り地球温暖化係数の小さい物質を使用 断熱材の種類 () 使用断熱材に含まれる物質とその地球温暖化係数 () 使用冷媒に含まれる物質とその地球温暖化係数 () | | | | |
| ⑤ 敷地と建物の被覆対策 | 敷地面積 <input type="text"/> m ² <input type="checkbox"/> 地表面または屋上に保水性の高い被覆材を採用 保水性舗装 () <input type="text"/> m ² その他 () <input type="text"/> m ² <input type="checkbox"/> 屋上緑化を採用 <input type="text"/> m ² <input type="checkbox"/> 屋上に高反射率塗料を塗布 <input type="text"/> m ² 総対策面積 <input type="text"/> m ² 対策率 = (総対策面積/敷地面積)*100 <input type="text"/> % | | | | |
| ⑥ 水循環 | <input type="checkbox"/> 雨水を浸透させる計画を検討 <input type="checkbox"/> 雨水を浸透させる施設を設置 () <input type="text"/> m ² | | | | |
| ⑦ 緑の量、質の確保 | <input type="checkbox"/> 敷地内の緑化により、千代田区緑化推進要綱の基準を満足 地上部 <input type="text"/> m ² 建築物上 <input type="text"/> m ² 総緑化面積 <input type="text"/> m ² 対策率 = (総緑化面積/敷地面積)*100 <input type="text"/> % | | | | |

備考1 評価欄及び建築物の環境性能欄は、適合状況により段階評価を行い、星印(★、☆)を用いて表示します。
 2 建築物の環境性能欄は、星印(★★★)を最上位とします。
 3 評価チェックシートは、建築物の用途ごとに作成して下さい。

| 評価チェックシート(非住宅) | | | | | |
|---|---|---|----------------|-----------------------------------|-------|
| 建築物概要 | | | 建築物の環境性能(3段階) | | |
| 名称 | | | | 建築物の断熱対策(区分①) | . . . |
| 所在地 | | | | | |
| 用途 | <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> ホテル等/客室部 <input type="checkbox"/> 病院等/病室部 <input type="checkbox"/> 集会所等/図書館等 <input type="checkbox"/> 学校等 <input type="checkbox"/> ホテル等/宴会場部 <input type="checkbox"/> 病院等/非病室部 <input type="checkbox"/> 集会所等/体育館等 <input type="checkbox"/> 物品販売業を営む店舗等 <input type="checkbox"/> 飲食店等 <input type="checkbox"/> 集会所等/映画館等 | | | 設備の省エネルギー対策(区分②) | . . . |
| | | | | 地球温暖化対策(区分③,④の合計) | . . . |
| | 構造 | 敷地面積 | m ² | ヒートアイランド対策(区分⑤,⑥,⑦の合計) | |
| 階数 | 地上 階 | 延べ面積 | m ² | (対策ごとに★★★が最上位、以下★★☆、★★・、★☆、★、☆、…) | |
| | 地下 階 | 工事完了予定年月 | 年 月 日 | | |
| 区分 | 環境への配慮のための措置(取組内容) | | | | 評価 |
| ① 建築物の熱負荷の低減 | <評価方法> | <input type="checkbox"/> 年間負荷係数(PAL*)による評価 年間負荷係数(PAL*) | | 基準値 | |
| | | <input type="checkbox"/> モデル建物法による評価 BPI _m | | | |
| 下記項目は、評価問わず基礎情報として記入願います。 (断熱対策) <input type="checkbox"/> 屋根の断熱を強化() 熱貫流率()W/m ² K 厚さ()mm <input type="checkbox"/> 外壁の断熱を強化() 熱貫流率()W/m ² K 厚さ()mm <input type="checkbox"/> 窓の断熱を強化() ガラス種別() ブラインド(有・無) 庇、ルーバー等() 日射侵入率() | | | | | |
| ② 設備の省エネルギー化 | <評価方法> | <input type="checkbox"/> 一次エネルギー消費量で評価 設計値/基準値(E _T /E _{ST})= | | | |
| | | <input type="checkbox"/> モデル建物法による評価 BEI _m = | | | |
| ② 設備の省エネルギー化 | 空調 | <input type="checkbox"/> 高効率型空調機を採用 冷房効率 COP() 暖房効率 COP() | | | |
| | 機械換気 | <input type="checkbox"/> 制御方法 駐車場 () 駐車場以外 () | | | |
| | | <input type="checkbox"/> 高効率低圧三相かご形誘導電動機の採用割合 () <input type="checkbox"/> 給気機及び排気機による換気の採用割合 駐車場 () 駐車場以外 () | | | |
| | 照明 | <input type="checkbox"/> 高効率型の照明器具を採用 () <input type="checkbox"/> 照明設備の制御 () | | | |
| | | <input type="checkbox"/> タスク・アンビエント照明方式の採用面積 () 割 | | | |
| 給湯 | <input type="checkbox"/> 配管の保温仕様に配慮 採用した保温仕様 | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 共用部の洗面所に自動給水栓を採用 | | | | |
| EV | <input type="checkbox"/> 設置台数 エレベーター設置台数 台 | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 制御方法 () | | | | |
| ③ 再生可能エネルギーの導入 | <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギーの導入を検討 () <input type="checkbox"/> いずれかの再生可能エネルギーの設備を設置 () | | | | |
| ④ オゾン層の保護等 | <input type="checkbox"/> 断熱材と冷媒にオゾン層を破壊する物質を不使用 断熱材の種類 () 発泡剤の種類 () 冷媒の種類 () | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 可能な限り地球温暖化係数の小さい物質を使用 断熱材の種類 () 使用断熱材に含まれる物質とその地球温暖化係数 () 使用冷媒に含まれる物質とその地球温暖化係数 () | | | | |
| ⑤ 敷地と建物の被覆対策 | <input type="checkbox"/> 地表面または屋上に保水性の高い被覆材を採用 保水性舗装 () m ² その他 () m ² | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 屋上緑化を採用 m ² | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 屋上に高反射率塗料を塗布 m ² | | | | |
| | 総対策面積 m ² | | | | |
| | 対策率 = (総対策面積/敷地面積)*100 % | | | | |
| ⑥ 水循環 | <input type="checkbox"/> 雨水を浸透させる計画を検討 () m ² | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 雨水を浸透させる施設を設置 () m ² | | | | |
| ⑦ 緑の量、質の確保 | <input type="checkbox"/> 敷地内の緑化により、千代田区緑化推進要綱の基準を満足 | | | | |
| | 地上部 m ² 建築物上 m ² 総緑化面積 m ² | | | | |
| | 対策率 = (総緑化面積/敷地面積)*100 % | | | | |

備考1 評価欄及び建築物の環境性能欄は、適合状況により段階評価を行い、星印(★、☆)を用いて表示します。

2 建築物の環境性能欄は、星印(★★★)を最上位とします。

3 評価チェックシートは、建築物の用途ごとに作成して下さい。

建築物環境計画変更届出書

年 月 日

千代田区長 殿

住所

届出者(建築主)

氏名

印

(法人にあつては名称、代表者の氏名及び
主たる事業所の所在地)

千代田区地球温暖化対策条例施行規則第14条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | |
|---------------|---------------------------|--------------------|-------|
| 特定建築物の名称 | | | |
| 特定建築物の所在地 | | 千代田区 | |
| 建築物環境計画書の受付番号 | | 受付日: 年 月 日 / 受付番号: | |
| 設計者 | 氏名 (法人にあつては名称、代表者の氏名) | | |
| | 住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地) | | |
| 連絡先 | 名称 / 住所 | | |
| | 部署・担当者氏名 | | |
| | 電話番号 | | |
| 特定建築物の概要 | | | |
| 新築・増築等の区別 | | | |
| 工事期間(予定) | 工事着手 年 月 日 | 工事完了 | 年 月 日 |
| 延べ面積 | m ² | | |
| 変更事項 | 変更前 | | |
| | 変更後 | | |
| 変更の理由 | | | |
| 変更事項に係る図書 | 添付のとおり | | |

| | |
|------|--|
| ※受付欄 | |
|------|--|

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

特定建築物工事完了届出書

年 月 日

千代田区長 殿

住所

届出者(建築主)

氏名

印

〔 法人にあつては名称、代表者の氏名及び
主たる事業所の所在地 〕

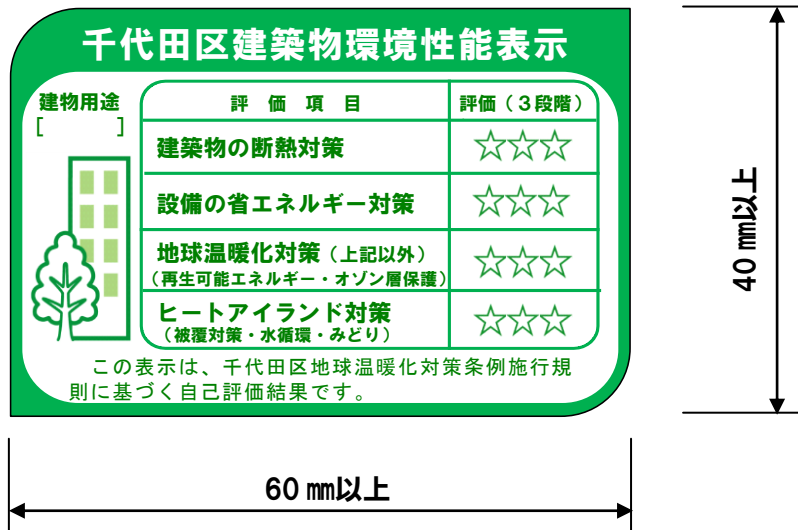
千代田区地球温暖化対策条例施行規則第 15 条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | |
|---------------|---------------------------|--------------------|
| 特定建築物の名称 | | |
| 特定建築物の所在地 | | 千代田区 |
| 建築物環境計画書の受付番号 | | 受付日: 年 月 日 / 受付番号: |
| 設計者 | 氏名 (法人にあつては名称、代表者の氏名) | |
| | 住所 (法人にあつては主たる事業所の所在地) | |
| 連絡先 | 名称/住所 | |
| | 部署・担当者氏名 | |
| | 電話番号 | |
| 特定建築物の概要 | | |
| 新築・増築等の区別 | | |
| 工事完了の年月日 | | 年 月 日 |
| 延べ面積 | | m ² |
| 変更の有無 有・無 | 変更前 | |
| | 変更後 | |
| 添付図書 | | 添付のとおり |
| ※受付欄 | | |

備考1 ※印の欄には、記入しないこと。

2 変更の有無欄は、建築物環境計画書の記載事項と比較して完了した事項に変更がある場合に記入すること。ただし、建築物環境計画変更届出書で届け出た記載事項については記入を要しない。

第5号様式(第16条関係)



備考1 建築物環境性能表示の大きさは、表示を構成する文字、記号等は容易に識別できるものとする。

備考2 評価は★の数で表すこととし、★★★が最上位となる。

備考3 縦横比(2対3程度)の極端な変形、構成要素の変更はしないこと。

建築物環境性能表示(変更)届出書

年 月 日

千代田区長 殿

住所

届出者(建築主)

氏名

印

〔法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地〕

千代田区地球温暖化対策条例施行規則第 16 条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | |
|--------------------|---------------------------|--------------------------|
| 特定建築物の名称 | | |
| 特定建築物等の所在地 | | 千代田区 |
| 建築物環境計画書等の 受付番号 | | 計画書 受付日: 年 月 日 / 受付番号: |
| | | 変更計画書 受付日: 年 月 日 / 受付番号: |
| 設計者 | 氏名 (法人にあつては名称、代表者の氏名) | |
| | 住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地) | |
| 販売受託者 | 氏名 (法人にあつては名称、代表者の氏名) | |
| | 住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地) | |
| 連絡先 | 名称 / 住所 | |
| | 部署・担当者氏名 | |
| | 電話番号 | |
| 広告の概要 | | |
| 広告日 | 年 月 日 | |
| 広告又はその写し | 添付のとおり | |

| | |
|------|--|
| ※受付欄 | |
|------|--|

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

2. 環境配慮の措置の手法と評価基準の解説

2.1 エネルギーの使用の合理化

2.1.1 建築物の熱負荷の低減

1) 住宅

① 配慮すべき事項

建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、住宅（重ね建住宅、連続住宅及び共同住宅にあつては、住戸。）の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図ること。

- (1) 外壁の方位、室の配置等に配慮して住宅の配置計画及び平面計画を策定する。
- (2) 外壁、屋根、床、窓及び開口部を断熱性の高いものとする。
- (3) 窓からの日射の適切な制御が可能な方式の採用等により日射による熱負荷の低減を図る。
- (4) 気密性の確保、防露性能の確保、室内空気汚染の防止などに十分配慮する。

参考：住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準：平成 21 年経済産業省・国土交通省告示第 1 号一部改正

② 適用用途と評価基準

適用用途：住宅

評価基準：

| | |
|------|--|
| 段階一 | 次のいずれかの基準 1) 外皮平均熱貫流率または平均日射熱取得率が基準に照らして不十分 2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 3 条第 1 項に基づく評価方法基準における省エネルギー対策等級（以下「省エネルギー対策等級」という。）2 に該当 |
| 段階 1 | 次のいずれかの基準 1) 外皮平均熱貫流率が 0.87 を超え、かつ、平均日射熱取得率が 2.8 を超えるものであること。 2) 省エネルギー対策等級 3 に該当 |
| 段階 2 | 次のいずれかの基準 1) 外皮平均熱貫流率が 0.87 以下かつ平均日射熱取得率が 2.8 以下であること。 2) 省エネルギー対策等級 4 に該当 |

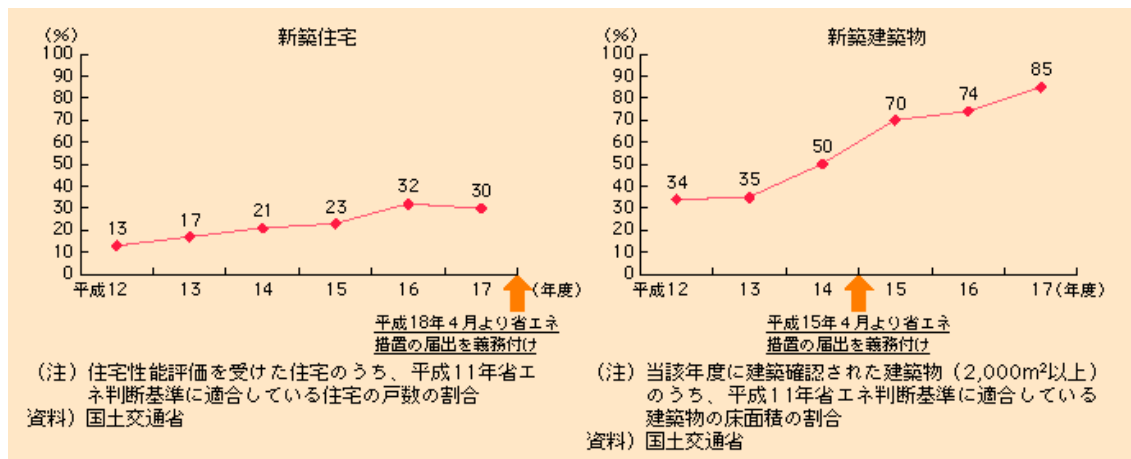
③ 解説

住宅の省エネルギー基準は、昭和 55（1980）年に制定され、平成 4（1992）年基準及び平成 11（1999）年基準に改正・強化されてきた（右表参照）。

| 省エネ法 | 住宅の省エネルギー基準（ ）は通称、住宅性能表示方法基準省エネ等級で該当する等級を示す |
|----------------|---|
| ●1979 年 省エネ法制定 | ●1980 年 住宅の省エネルギー基準制定 （旧省エネルギー基準：等級 2） |
| ●1993 年 改正 | ●1992 年 住宅の省エネルギー基準改正 （旧省エネルギー基準：等級 3） ・各構造の断熱性能の強化 ・I 地域での気密住宅の適用 |
| ●1997 年 改正 | ●1999 年 住宅の省エネルギー基準の全面改正 （次世代省エネルギー基準：等級 4） ・躯体断熱性能の強化 ・全地域を対象に気密住宅を前提 ・計画換気、暖房設備等に関する規定の追加 |
| ●2006 年 改正 | ○2001 年 一部改正 ○2006 年 一部改正 |
| ●2008 年 改正 | ●2009 年 一部改正 |

出典：「住宅の省エネルギー基準の解説 第 3 版」
（平成 22 年 2 月、財団法人 建築環境・省エネルギー機構）

しかしながら、平成 11 年省エネ判断基準への適合率は未だ低い（下図参照）ことから、平成 11 年基準（等級 4）に該当するものは段階 2 とし、以下、平成 4 年基準（等級 3）に該当するものを段階 1 とし、昭和 55 年基準（等級 2）に該当するものを、段階一とした。



出典：「平成 19 年度 国土交通省」（<http://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/index.html>）

| 段階評価 | 考 え 方 |
|------|---|
| 段階一 | <ul style="list-style-type: none"> 省エネ法のエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第 1 号）を 5% 程度満足しない水準 品確法の省エネルギー対策等級 2 に適合 |
| 段階 1 | <ul style="list-style-type: none"> 省エネ法のエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第 1 号）に適合する水準 品確法の省エネルギー対策等級 3 に適合 |
| 段階 2 | <ul style="list-style-type: none"> 省エネ法のエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第 1 号）への適合状況が段階 1 より高い水準 品確法の省エネルギー対策等級 4 に適合 |

※段階一は、規則で定める「建築主が環境に配慮すべき事項」の内、（1）エネルギーの使用の合理化（建築物の熱負荷の低減・設備の省エネルギー化）のみに設定している。

④ 取組・評価チェックシート記載事項

i 評価方法の選択、値の入力

つぎのいずれかの評価方法を選択し、必要事項を入力する。

ア) 外皮平均熱貫流量及び冷房期の平均日射取得率

評価チェックシート（住宅）の「①建築物の熱負荷の低減」のグレー表示部の「外皮平均熱貫流量」をチェックし、熱貫流量と日射取得率を入力する、

イ) 品格法による省エネルギー対策等級

評価チェックシート（住宅）の「①建築物の熱負荷の低減」のグレー表示部の「品確

法に基づく省エネルギー対策等級」をチェックし、等級を入力する。

注：いずれの値もある場合は、両項目のチェックのうえで、熱貫流量、日射取得率、等級を入力する。
自動的に評価の高いほうが反映される。

ii 基礎情報の記載

建築物への熱負荷については、外皮平均熱貫流量及び冷房期の平均日射取得率で評価する方法と、品確法の省エネルギー対策等級により評価する方法があるが、以下の項目については評価の種類によらず基礎情報として記入する。

【基礎情報として記載する項目】

- ・屋根に使用した断熱材の種類、厚さ、熱抵抗値 ($\text{m}^2\text{K}/\text{W}$)、熱貫流率 ($\text{W}/\text{m}^2\text{K}$)
- ・外壁に使用した断熱材の種類、厚さ、熱抵抗値 ($\text{m}^2\text{K}/\text{W}$)、熱貫流率 ($\text{W}/\text{m}^2\text{K}$)
- ・窓に使用した建具材質、ガラス種別、付属部材、熱貫流率 ($\text{W}/\text{m}^2\text{K}$)、日射侵入率

⑤ 参考

住宅の省エネルギー基準への適応にあたり、以下の図書が基準の解説、評価方法、躯体の施工についての具体的な工法等について参考となる。

- ・ 「住宅の省エネルギー基準の解説 改訂第3版」(平成22年2月、財団法人 建築環境・省エネルギー機構)
- ・ 「住宅の熱環境計画 平成11年省エネルギー基準に基づく快適な住まいづくり」(平成19年1月、財団法人 建築環境・省エネルギー機構)
- ・ 「特定建築物(住宅)の省エネ措置の届出ガイド」(財団法人 建築環境・省エネルギー機構)

2) 非住宅

① 配慮すべき事項

建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図る必要がある。

- (1) 外壁の方位、室の配置等に配慮して建築物の配置計画及び平面計画を策定する。
- (2) 外壁、屋根、床、窓及び開口部を断熱性の高いものとする。
- (3) 窓からの日射の適切な制御が可能な方式の採用、緑化の促進等により日射による熱負荷の低減を図る。

② 適用用途と評価基準

適用用途：非住宅

評価基準：

| 段階 評価 | 評価基準 |
|----------|---|
| 段階一 | 次のいずれかの基準による。 1) 年間負荷係数（以下「PAL*」とする。）の値が、当該特定建築物のPAL*の基準値に1.05を乗じた値以下であり、かつ、当該PAL*の基準値に1.0を乗じた値を超えるもの。 2) モデル建物法によるBPI _m の値が、1.0を超えるもの。 |
| 段階1 | 次のいずれかの基準による。 1) PAL*の値が、当該特定建築物のPAL*の基準値に1.0を乗じた値以下であり、かつ、当該PAL*の基準値に0.9を乗じた値を超えるものであること。 2) モデル建物法によるBPI _m の値が、1.0以下であり、かつ、0.9を超えるものであること。 |
| 段階2 | 次のいずれかの基準による。 1) PAL*の値が、当該特定建築物のPAL*の基準値に0.9を乗じた値以下であること。 2) モデル建物法によるBPI _m の値が、0.9を以下であること。 |

③ 解説

i 性能基準（PAL*）による評価の場合

省エネ法のエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第 1 号）の PAL*でもって評価する。PAL*の基準値は、以下のとおりである。

| 建物用途 | PAL* | | | | | | | |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | 1 地域 | 2 地域 | 3 地域 | 4 地域 | 5 地域 | 6 地域 | 7 地域 | 8 地域 |
| 事務所等 | 430 | 430 | 430 | 450 | 450 | 450 | 450 | 590 |
| ホテル等 | 客室部 | 560 | 560 | 560 | 450 | 450 | 450 | 690 |
| | 宴会場部 | 960 | 960 | 960 | 1250 | 1250 | 1250 | 2220 |
| 病院等 | 病室部 | 790 | 790 | 790 | 770 | 770 | 770 | 980 |
| | 非病室部 | 420 | 420 | 420 | 430 | 430 | 430 | 670 |
| 物品販売業を営む店舗等 | 610 | 610 | 610 | 710 | 710 | 710 | 820 | 1300 |
| 学校等 | 390 | 390 | 390 | 450 | 450 | 450 | 500 | 690 |
| 飲食店等 | 680 | 680 | 680 | 810 | 810 | 810 | 910 | 1440 |
| 集会所等 | 図書館等 | 540 | 540 | 540 | 550 | 550 | 550 | 670 |
| | 体育館等 | 770 | 770 | 770 | 900 | 900 | 900 | 1100 |
| | 映画館等 | 1470 | 1470 | 1470 | 1500 | 1500 | 1500 | 2100 |

出典：建築物の改正省エネルギー基準の建築主の判断基準の概要（平成 25 年 12 月、（一社）

日本サステナブル建築協会）

注：千代田区は 6 地域に該当する。

PAL*による評価は、以下の段階評価の考え方にとり、評価基準を設けている。

評価基準：

| 段階評価 | 考 え 方 |
|------|---|
| 段階－ | 省エネ法のエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第 1 号）を 5 % 程度満足しない水準 |
| 段階 1 | 省エネ法のエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第 1 号）に適合する水準 |
| 段階 2 | 省エネ法のエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第 1 号）への適合状況が段階 1 より高い水準 |

※段階－は、規則で定める「建築主が環境に配慮すべき事項」の内、(1) エネルギーの使用の合理化（建築物の熱負荷の低減・設備の省エネルギー化）のみに設定している。

| 段階評価 | 事務所等 | ホテル等 | | 病院等 | | 物品販売業を営む店舗等 | 学校等 | 飲食店等 | 集会所等 | | |
|------|----------------|----------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|
| | | 客室部 | 宴会場部 | 病室部 | 非病室部 | | | | 図書館等 | 体育館等 | 映画館等 |
| 段階－ | 1.05×450 以下 | 1.05×450 以下 | 1.05×1250 以下 | 1.05×770 以下 | 1.05×430 以下 | 1.05×710 以下 | 1.05×450 以下 | 1.05×810 以下 | 1.05×550 以下 | 1.05×900 以下 | 1.05×1500 以下 |
| 段階 1 | 450 以下 | 450 以下 | 1250 以下 | 770 以下 | 430 以下 | 710 以下 | 450 以下 | 810 以下 | 550 以下 | 900 以下 | 1500 以下 |
| 段階 2 | 0.9×450 以下 | 0.9×450 以下 | 0.9×1250 以下 | 0.9×770 以下 | 0.9×430 以下 | 0.9×710 以下 | 0.9×450 以下 | 0.9×810 以下 | 0.9×550 以下 | 0.9×900 以下 | 0.9×1500 以下 |

ii モデル建物法による評価の場合

モデル建物法は、建物用途ごとにモデル建物を設定し、このモデル建物に対して、評価対象建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用することによって、基準適否の判断を行う方法である。モデル建物法の結果（外皮：BPI_m 値）は設計値を基準値で除した値（以下「BPI_m 値」とする。）で表示される。BPI_m 値が 1.0 以下であれば基準適合となる。本制度では、段階評価の考え方にとり、以下の基準を設定している。

評価基準：

| 段階評価 | 考 え 方 |
|------|--|
| 段階－ | モデル建物法による BPI _m の値が、1.0 を超えるもの。 |
| 段階 1 | モデル建物法による BPI _m の値が、1.0 以下であり、かつ、0.9 を超えるもの |

| | |
|------|---|
| | であること。 |
| 段階 2 | モデル建物法による BPI _m の値が、0.9 以下であること。 |

④ 取組・評価チェックシート記載事項

i 評価方法の選択、値の入力

「①建築物の熱負荷の低減」の最上段のグレー表示部で、評価方法（年間熱負荷係数（P A L*）による評価／モデル建物法による評価）を選択した上で、年間熱負荷係数（P A L*）及びP A L*の基準値、あるいはモデル建物法の PBI_m 値を入力する。

ii 基礎情報の記載

建築物への熱負荷については、以下の項目について評価方法の種類によらず基礎情報として記入する。

【基礎情報として記載する項目】

- ・屋根の断熱を強化：断熱材の種類、熱貫流率、厚さ（mm）
- ・外壁の断熱を強化：断熱材の種類、熱貫流率、厚さ（mm）
- ・窓の断熱を強化：断熱に係る事項、ガラス種別、ブラインドの有無、庇、ルーバー等に係る事項、平均日射熱取得率

⑤ 参考

建築物の省エネルギー基準と各評価方法、設計等については、それぞれ以下の HP 等が参考となる。

- ・ 「住宅・建築物の省エネルギー基準及び低炭素建築物の認定基準に関する技術情報」（独立行政法人建築研究所（協力：国土交通省国土技術政策総合研究所）：<http://www.kenken.go.jp/becc/>）
- ・ 「住宅・建築物の省エネルギー基準及び低炭素建築物の認定基準」（一般社団法人日本サステナブル建築協会：<http://lowenergy.jsbc.or.jp/top/>）

2.1.2 設備の省エネルギー化

1) 住宅

① 配慮すべき事項

住宅については、空調・換気・給湯・照明・昇降機について以下の配慮を行う必要がある。

ア 空気調和設備について

建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、空気調和設備（戸建住宅に設けるもの並びに重ね建住宅、連続住宅及び共同住宅において住戸ごとに設けるものを除く。）に係るエネルギーの効率的利用を図る必要がある。

- (1) 室等の空気調和負荷の特性等に配慮して空気調和設備のシステムの計画を策定する。
- (2) 風道、配管等におけるエネルギーの損失の少ない熱搬送設備計画を策定する。
- (3) 適切な空気調和設備の制御方法を採用する。
- (4) エネルギーの利用効率の高い熱源システムを採用する。

なお、住宅の共用部分における空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用の基準については、現在は数値基準を定める段階にないことから、省エネ法においても評価基準は設けられていない。よって、本制度においても住宅の空気調和設備に係る評価基準は設けていない。

イ 空気調和設備以外の機械換気設備について

建築主は、次に掲げる事項に配慮し、機械換気設備（空気調和設備以外の機械換気設備であって、戸建住宅に設けるもの並びに重ね建住宅、連続住宅及び共同住宅において住戸ごとに設けるものを除く。）に係るエネルギーの効率的利用を図る必要がある。

- (1) 風道等におけるエネルギーの損失の少ない計画を策定する。
- (2) 適切な機械換気設備の制御方式を採用する。
- (3) 必要な換気量に応じた適切な能力で、かつ、エネルギーの利用効率の高い機器を採用する。

ウ 照明設備について

建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、照明設備（戸建住宅に設けるもの並びに重ね建住宅、連続住宅及び共同住宅において住戸ごとに設けるものを除く。）に係るエネルギーの効率的利用を図る必要がある。

- (1) 照明効率の高い照明器具を採用する。
- (2) 適切な照明設備の制御方法を採用する。

- (3) 保守管理に配慮した設置方法とする。
- (4) 照明設備の配置、照度の設定、室等の形状及び内装仕上げの選定等を適切に行う。

エ 給湯設備について

建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、給湯設備（戸建住宅に設けるもの並びに重ね建住宅、連続住宅及び共同住宅において住戸ごとに設けるものを除く。）に係るエネルギーの効率的利用を図る必要がある。

- (1) 配管経路の短縮、配管の断熱等に配慮した適切な配管設備計画を策定する。
- (2) 適切な給湯設備の制御方法を採用する。
- (3) エネルギーの利用効率の高い熱源システムを採用する。

住宅の共用部分における給湯設備に係るエネルギーの効率的利用の基準については、現在は数値基準を定める段階にないことから、省エネ法においても評価基準は設けられていない。よって、本制度においても住宅の給湯設備に係る評価基準は設けていない。

オ 昇降機について

建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、昇降機（戸建住宅に設けるもの並びに重ね建住宅、連続住宅及び共同住宅において住戸ごとに設けるものを除く。）に係るエネルギーの効率的利用を図る必要がある。

- (1) 適切な昇降機の制御方式を採用する。
- (2) エネルギーの利用効率の高い駆動方式を採用する。
- (3) 必要な輸送能力に応じた適切な設置計画を採用する。

参考：住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準：平成 21 年経済産業省・国土交通省告示第 1 号一部改正

② 適用用途と評価基準

適用用途：住宅

評価基準：

| 段階評価 | 性能基準 |
|------|--|
| 段階一 | 設計一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除した値（以下「基準値」という。）が 1.05 以下であり、かつ、当該基準値が 1.0 を超えるものであること。 |
| 段階 1 | 基準値が、1.0 以下であり、かつ、当該基準値が 0.95 を超えるものであること。 |
| 段階 2 | 基準値が、0.95 以下であること。 |

③ 解説

i 一次エネルギー消費量による評価の場合

改正省エネ法（平成 24 年）における一次エネルギー消費量による評価は、以下の式により算定し、基準値は以下のとおりである。

$$\text{基準値} = \frac{\text{設計一次エネルギー消費量 (E}_T\text{)}}{\text{基準一次エネルギー消費量 (E}_{S_T}\text{)}}$$

| 評価指標 | 基準となる値 |
|--|--------|
| 基準値 (E _T /E _{S_T)} | 1.0 |

そこで、以下の段階評価の考え方にのっとり、以下の評価基準を設けている。

評価基準：

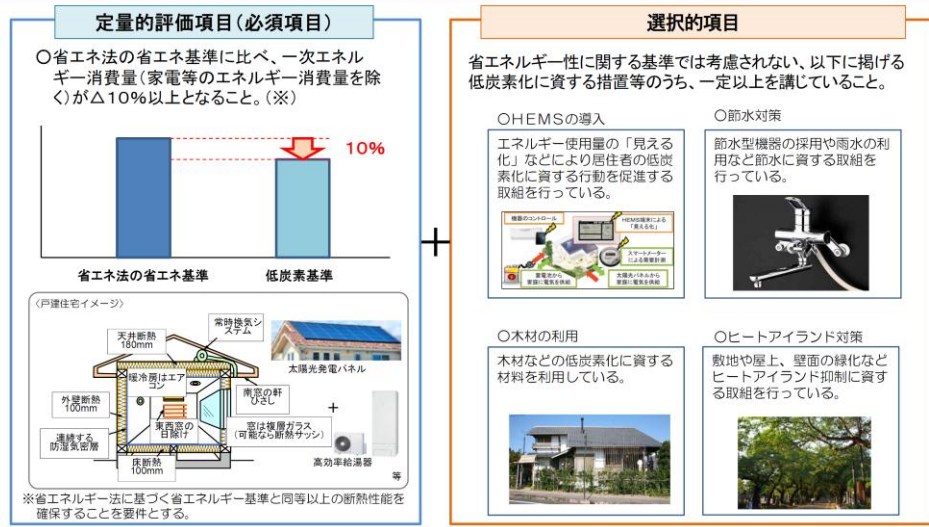
| 段階評価 | 考 え 方 |
|------|-----------------------|
| 段階－ | 基準値を 5 %程度満足しない水準 |
| 段階 1 | 基準値に適合する水準 |
| 段階 2 | 基準値への適合状況が段階 1 より高い水準 |

【補足説明】省エネ法の基準値に対する千代田区の評価基準の設定の考え方

「都市の低炭素化の促進に関する法律」（平成24年法律第84号）においては、都市の低炭素化の促進に貢献する低炭素建築物の認定基準を設けるとされており、省エネ法の省エネ基準 ($E_T/E_{S_T}=1.0$) に比べ、一次エネルギー消費量が $\Delta 10\%$ 以上となることが示されている。（下図参照）

低炭素建築物の認定に関する基準のイメージ

- 省エネ法の省エネ基準に比べ、一次エネルギー消費量が $\Delta 10\%$ 以上となること。
- その他の低炭素化に資する措置が講じられていること。

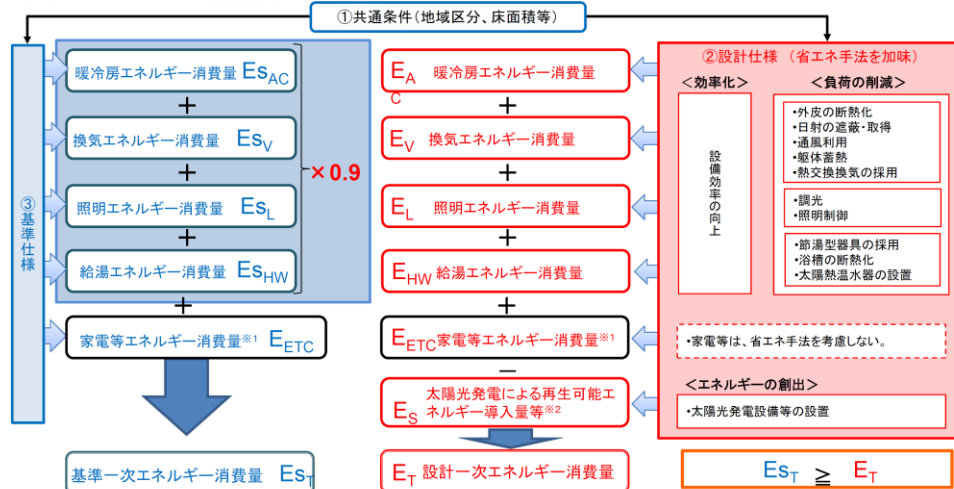


住宅の一次エネルギー消費量基準の考え方

住宅

- 評価対象となる住宅において、①共通条件の下、②設計仕様(設計した省エネ手法を加味)で算定した値(設計一次エネルギー消費量)が、③基準仕様で算定した建築設備(暖冷房、換気、照明、給湯)に係る一次エネルギー消費量を0.9を乗じ、家電等に係る一次エネルギー消費量を足した値(基準一次エネルギー消費量)以下となることを基本とする。

<住宅の一次エネルギー消費量基準における算定のフロー>



※1 家電及び調理のエネルギー消費量、建築設備に含まれないことから、省エネ手法は考慮せず、床面積に応じた同一の標準値を設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の両方に使用する。14

※2 コージェネレーション設備により発電されたエネルギー量も含まれる。

出典:「低炭素住宅・建築物の認定に係る基準の概要について(案)」(国土交通省)

ここで、

基準一次エネルギー消費量 (E_T) = 基準仕様で算定した建築設備 (暖冷房換気照明給湯) に係る一次エネルギー消費量に 0.9 を乗じ、家電等に係る一次エネルギー消費量を足した値
設計一次エネルギー消費量 (E_{S_T}) = 設計仕様 (設計した省エネ手法を加味) で算定した値

であり、基準一次エネルギー消費量に既に 0.9 を乗じて算定することから、 $E_T/E_{S_T}=1.0$ をさらに 10%削減することはかなり厳しい基準だといえる。

独立行政法人建築研究所が公開している「住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム」によると、以下の諸条件の住宅について、低炭素認定基準をクリアするためには、「照明」で全ての照明で白熱灯を使用せず、「給湯」でヒートポンプを採用する必要がある、かなり高度な対策が求められる条件であることが分かった。

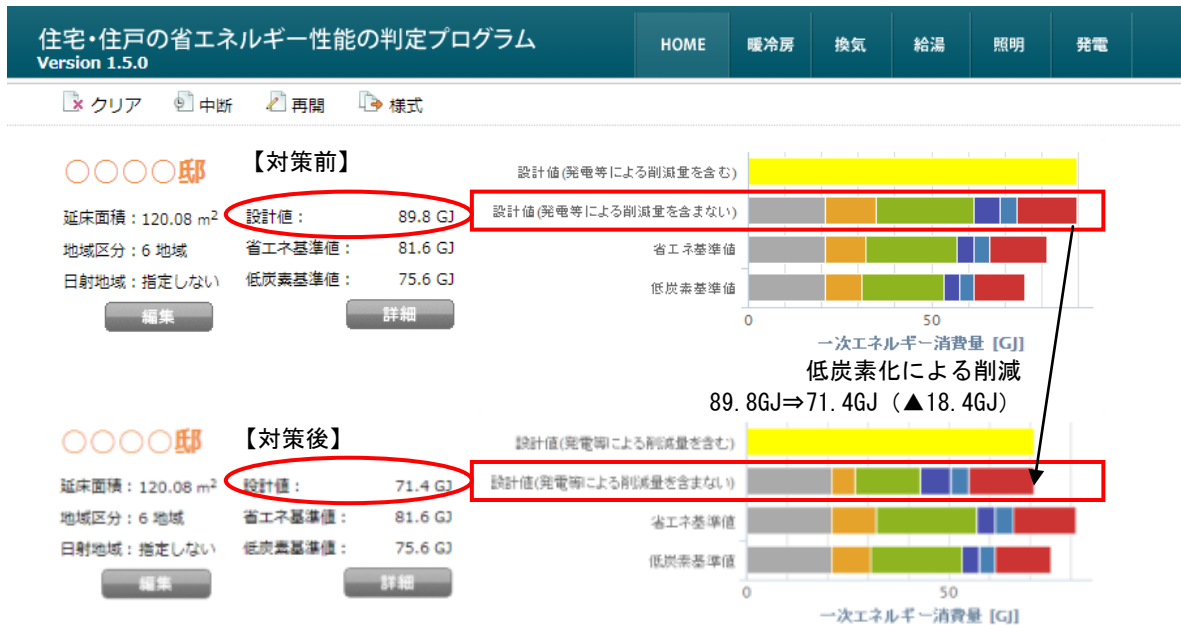


図 住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラムにおける設計値と低炭素省エネ基準

※上記から照明のみ以下の配慮を実行

※給湯をハイブリッドに変更

図 低炭素化のための対策メニューの選定例

以上から、千代田区建築物環境計画書制度では、10%削減の約5割である5%削減を目指すこととした。

④ 取組・評価チェックシート記載事項

i 評価方法の選択、値の入力

「②設備の省エネルギー化」の最下段のグレー表示部にて、評価方法を選択（デフォルト：一次エネルギー消費量）し、評価値（設計値/基準値(E_T/E_{ST}))を入力する。

ii 基礎情報の記載

「②設備の省エネルギー化」の以下の項目について、「共用部」「住戸」別に、該当する項目にチェックボックスをチェックする。

【基礎情報として記載する項目】

○共用部

- ・「照明」について高効率型の照明器具を採用している場合には、チェックボックスをチェックする。

○住戸

- ・「空調」について高効率エアコンを採用している場合チェックボックスをチェックする。

- ・「照明」について高効率型の照明器具を採用している場合には、チェックボックスをチェックする。
- ・「給湯」について高効率給湯器を採用している場合には、チェックボックスをチェックする。

⑤ 参考

住宅の共用空間の設備の省エネルギー基準への適応にあたり、以下の図書が基準の解説、評価方法、躯体の施工についての具体的な工法等について参考となる。

- ・ 「住宅の省エネルギー基準の解説 改訂第3版」(平成22年2月、財団法人 建築環境・省エネルギー機構)
- ・ 「特定建築物(住宅)の省エネ措置の届出ガイド」(財団法人 建築環境・省エネルギー機構)

2) 非住宅

① 配慮すべき事項

非住宅については、空調・換気・給湯・照明・昇降機について以下の配慮を行う必要がある。

ア 空気調和設備について

建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用を図る必要がある。

- (1) 室等の空気調和負荷の特性等に配慮して空気調和設備のシステムの計画を策定する。
- (2) 風道、配管等におけるエネルギーの損失の少ない熱搬送設備計画を策定する。
- (3) 適切な空気調和設備の制御方法を採用する。
- (4) エネルギーの利用効率の高い熱源システムを採用する。

イ 空気調和設備以外の機械換気設備について

建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、空気調和設備以外の機械換気設備に係るエネルギーの効率的利用を図る必要がある。

- (1) 風道等におけるエネルギーの損失の少ない計画を策定する。
- (2) 適切な空気調和設備以外の機械換気設備の制御方式を採用する。
- (3) 必要な換気量に応じた適切な能力で、かつ、エネルギーの利用効率の高い機器を採用する。

ウ 照明設備について

建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、照明設備に係るエネルギーの効率的利用を図る必要がある。

- (1) 照明効率の高い照明器具を採用する。
- (2) 適切な照明設備の制御方法を採用する。
- (3) 保守管理に配慮した設置方法とする。
- (4) 照明設備の配置、照度の設定、室等の形状及び内装仕上げの選定等を適切に行う。

エ 給湯設備について

建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、給湯設備に係るエネルギーの効率的利用を図る必要がある。

- (1) 配管経路の短縮、配管の断熱等に配慮した適切な配管設備計画を策定する。
- (2) 適切な給湯設備の制御方法を採用する。
- (3) エネルギーの利用効率の高い熱源システムを採用する。

オ 昇降機について

建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、昇降機に係るエネルギーの効率的利用を図る必要がある。

- (1) 適切な昇降機の制御方式を採用する。
- (2) エネルギーの利用効率の高い駆動方式を採用する。
- (3) 必要な輸送能力に応じた適切な設置計画を採用する。

参考：建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準：平成 21 年経済産業省・国土交通省告示第 3 号

② 適用用途と評価基準

適用用途：非住宅

評価基準：

| 段階評価 | 評価基準 |
|------|--|
| 段階一 | 次のいずれかの基準による。 1) 設計一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除した値（以下「基準値」という。）が 1.05 以下であり、かつ、当該基準値が 1.0 を超えるものであること。 2) モデル建物法による BEIm の値が、1.0 を超えるものであること。 |
| 段階 1 | 次のいずれかの基準による。 1) 基準値が、1.0 以下であり、かつ、当該基準値が 0.95 を超えるものであること。 2) モデル建物法による BEIm の値が、1.0 以下であり、かつ、0.95 を超えるものであること。 |
| 段階 2 | 次のいずれかの基準による。 1) 基準値が、0.95 以下であること。 2) モデル建物法による BEIm の値が、0.95 を以下であること。 |

③ 解説

i 一次エネルギー消費量による評価の場合

改正省エネ法（平成 24 年）における一次エネルギー消費量による評価は、以下の式により算定し、基準値は以下のとおりである。

$$\text{基準値} = \frac{\text{設計一次エネルギー消費量 (E}_T\text{)}}{\text{基準一次エネルギー消費量 (E}_{S_T}\text{)}}$$

| 評価指標 | 基準となる値 |
|--|--------|
| 基準値 (E _T /E _{S_T)} | 1.0 |

そこで、以下の段階評価の考え方にのっとり、以下の評価基準を設けている。

評価基準：

| 段階評価 | 考 え 方 |
|------|---------------------|
| 段階一 | 基準値を5%程度満足しない水準 |
| 段階1 | 基準値に適合する水準 |
| 段階2 | 基準値への適合状況が段階1より高い水準 |

ii モデル建物法による評価の場合

モデル建物法は、建物用途ごとにモデル建物を設定し、このモデル建物に対して、評価対象建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用することによって、基準適否の判断を行う方法である。モデル建物法の結果（設備：BEIm 値）は設計一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量の比（以下「BEIm 値」とする。）で表示される。BEIm 値が1.0以下であれば基準適合となる。本制度では、段階評価の考え方にのっとり、以下の基準を設定している。

評価基準：

| 段階評価 | 考 え 方 |
|------|---|
| 段階一 | モデル建物法による BEIm の値が、1.05 を超えるもの。 |
| 段階1 | モデル建物法による BEIm の値が、1.0 以下であり、かつ、0.95 を超えるものであること。 |
| 段階2 | モデル建物法による BEIm の値が、0.95 以下であること。 |

④ 取組・評価チェックシート記載事項

非住宅については、「空気調和設備」「機械換気」、「照明」、「給湯」、「昇降機」の5項目を評価対象とする。

i 評価方法の選択、値の入力

「②設備の省エネルギー化」の最下段のグレー表示部に、評価方法を選択し、それぞれの性能数値を記入する。

ii 基礎情報の記載

「②設備の省エネルギー化」の以下の項目について評価方法の種類によらず基礎情報として記入する。

【基礎情報として記載する項目】

ア) 空気調和設備について

高効率エアコンを採用している場合、チェックボックスをチェックし、冷房効率・暖房効率をそれぞれ入力する。

イ) 空気調和設備以外の機械換気設備について

- ・制御方法について配慮を行っている場合、チェックボックスをチェックし、駐車場・駐車場以外についてそれぞれ「機械換気の制御方法を選択又は入力」の列に制御方法を入力する。
- ・高効率低圧三相かご形誘導電動機を採用している場合は、チェックボックスをチェックし、「採用割合を選択又は入力」の列に採用割合を入力する。
- ・給気機及び排気機による換気を採用している場合は、チェックボックスをチェックし、駐車場・駐車場以外についてそれぞれ「給気機等による換気を選択又は入力」の列に採用割合を入力する。

ウ) 照明について

- ・高効率型の照明器具を採用している場合は、チェックボックスをチェックし、「照明器具を選択又は入力」の列に、採用した高効率型の照明器具の種類を入力する。
- ・照明設備の制御を実施している場合は、チェックボックスをチェックし、「照明の制御方法を選択又は入力」の列に制御方法を入力する。採用している制御方法が複数ある場合はそれぞれ記入する。
- ・タスク・アンビエント照明方式を採用している場合は、チェックボックスをチェックし、全体に対する採用面積の割合を入力する。

エ) 給湯設備について

- ・配管の保温仕様に配慮している場合は、チェックボックスをチェックし、「配管の保温仕様を選択又は入力」の列に、採用した保温仕様を入力する。配管の保温仕様については以下に示す。
- ・共用部の洗面所に自動給水栓を採用している場合には、チェックボックスをチェックする。

| 保温仕様のランク | 内容 |
|----------|---|
| 保温仕様 1 | 管径が 40 mm未満の配管にあつては、保温厚が 30 mm以上、管径が 40 mm以上 125 mm未満の配管にあつては、保温厚が 40 mm以上、管径が 125 mm以上の配管にあつては、保温厚が 50 mm以上としたものをいう。 |
| 保温仕様 2 | 管径が 50 mm未満の配管にあつては、保温厚が 20 mm以上、管径が 50 mm以上 125 mm未満の配管にあつては、保温厚が 25 mm以上、 |

| | |
|--------|--|
| | 管径が 125 mm以上の配管にあつては、保温厚が 30 mm以上としたものをいう。 |
| 保温仕様 3 | 管径が 50 mm以上 125 mm未満の配管にあつては、保温厚が 20 mm以上、管径が 125 mm以上の配管にあつては、保温厚が 25 mm以上としたものをいう。 |

オ) 昇降機について

- ・昇降機を設置している場合、設置台数のチェックボックスをチェックし、台数を入力する。
- ・制御方法を、「E Vの制御方法を選択又は入力」の列に、採用しているエレベーターの制御方法を入力する。

⑤ 参考

建築物の省エネルギー基準と各評価方法等については、それぞれ以下の HP 等が参考となる。

- ・ 「住宅・建築物の省エネルギー基準及び低炭素建築物の認定基準に関する技術情報」
（独立行政法人建築研究所（協力：国土交通省国土技術政策総合研究所）：
<http://www.kenken.go.jp/becc/>）
- ・ 「住宅・建築物の省エネルギー基準及び低炭素建築物の認定基準」（一般社団法人日本サステナブル建築協会：<http://lowenergy.jsbc.or.jp/top/>）

2.2 自然エネルギーの利用

2.2.1 再生可能エネルギーの導入

① 配慮すべき事項

建築物の用途、規模及び周辺地域の状況に応じて、再生可能エネルギーを利用するために次に掲げる取組みについて検討を行う。

- ・ 太陽光または太陽熱を利用したシステムの導入
- ・ その他の再生可能エネルギーを利用したシステムの導入

② 適用用途と評価基準

適用用途：住宅、非住宅

評価基準：

| | |
|-----|---|
| 段階1 | 建築物の用途、規模、周辺の状況等を考慮し、次の再生可能エネルギー利用設備のいずれかの導入検討を行っていること。 ① 太陽光発電設備 ② 太陽熱集熱器 ③ 太陽熱集熱器と吸収式冷凍機又はヒートポンプとを連携したシステム ④ その他これらに準ずる設備 |
| 段階2 | 段階1に掲げる設備のいずれかを設置している。 |

③ 解説

太陽光や太陽熱を利用した再生可能エネルギーシステムの採用は、電気やガスの燃料の代替とすることで、二酸化炭素排出量の削減に貢献するものである。しかし、千代田区においては、建築物の屋根面積の狭さや日射の制限等の諸条件から、導入にあたっては十分な検討が必要となる。そこで、建築主の再生可能エネルギー利用の姿勢を評価するために、段階1では導入検討の有無を評価対象とした。また、検討の結果、実際に設備を設置している場合に、段階2へ適合することとした。

④ 評価チェックシート記載事項と添付資料

i 導入検討を行ったが、設置には至らなかった場合

評価チェックシートの「③再生可能エネルギーの導入」の「再生可能エネルギーの導入を検討」をチェックし、以下の例を参考に具体的に検討を行った再生可能エネルギーの種類を記載する。また、検討経緯が確認できる資料（検討書作成例を参照）を添付する。

【再生可能エネルギー設備の例】

太陽光発電設備

太陽熱集熱器

太陽熱集熱器と吸収式冷凍機又はヒートポンプとを連携したシステム

その他これらに準ずる設備

【添付資料】

- ・ 検討経緯が確認できる資料
(例：メーカーから取り寄せた見積り、検討資料、打合せ記録等)
なお、検討資料については、以下の検討内容が確認できることとする。
 - ・ 検討対象とした場所（屋上の高さ、方位、設置可能面積、設備の荷重対策など）
 - ・ 日射状況（周辺の建築物の状況、日照の確保の状況など）
 - ・ 経済性（設置可能な容量とコストの比較など）
- 【参考資料】 太陽光発電の検討書

ii 再生可能エネルギーの設備を設置する場合

評価チェックシートの「③再生可能エネルギーの導入」の「いずれかの再生可能エネルギーの設備を設置」をチェックし、設置する設備等の種類を記載する。

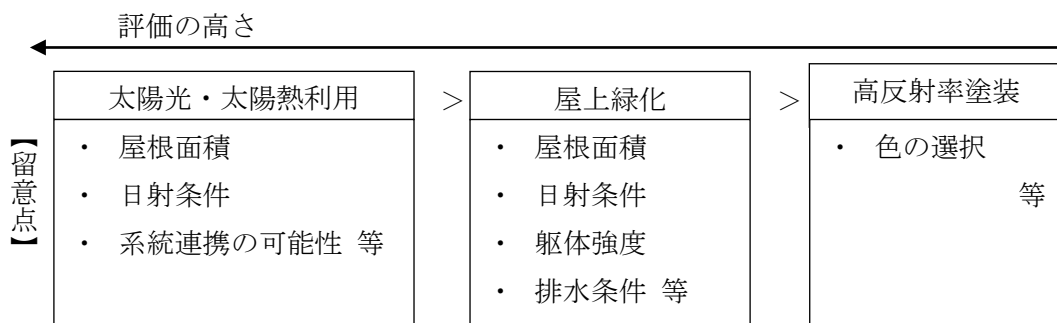
【再生可能エネルギー設備の例】（上に同じ）

【添付資料】

- ・ 設置する再生可能エネルギーの種類、規模等が確認できる資料
- ・ 再生可能エネルギーの設備等の設置場所等が確認できる平面図 等

⑤ 参考

太陽光発電設備及び太陽熱集熱器の設置の検討においては建築物の屋根面積の広さや、日射状況等を考慮して、検討を行う必要がある。本計画書制度においては、省エネルギー・地球温暖化対策の観点から、屋上利用について以下の順序で評価している。



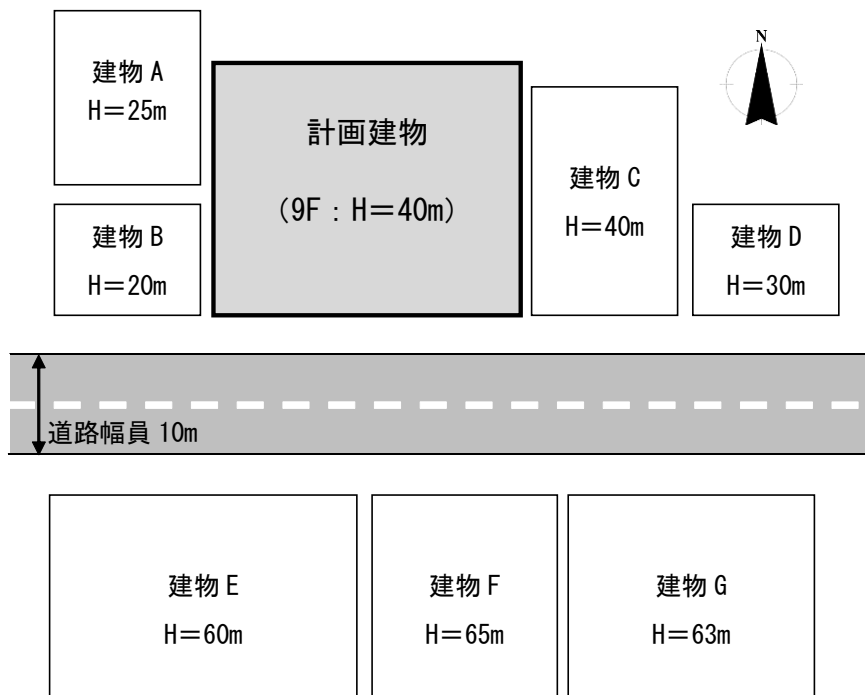
以下、太陽光発電設備及び太陽熱集熱器の設置検討にあたり参考となる HP 情報を以下に示す。

- ・ 一般社団法人太陽光発電協会 (JPEA) : <http://www.jpea.gr.jp/index.html>
- ・ 社団法人ソーラーシステム振興協会 (SSDA) : <http://www.ssda.or.jp/>

太陽光発電の検討書の例

1. 設置を検討した建築物の概要

- (1) 建築物の名称及び所在地
日本太郎ビル 千代田区麹町 4-2
- (2) 敷地面積
487m²
- (3) 延べ面積
2,922m²
- (4) 建物用途
事務所
- (5) 用途地域
商業地域
- (6) 周辺建築物の状況

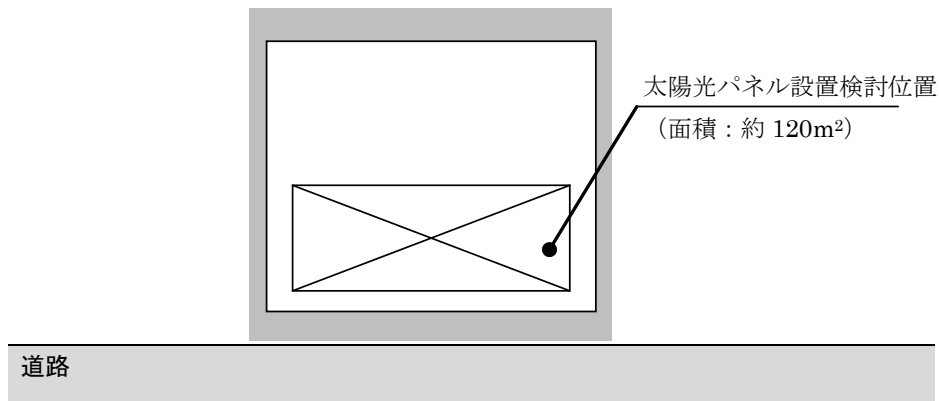


近隣の建設物の位置図

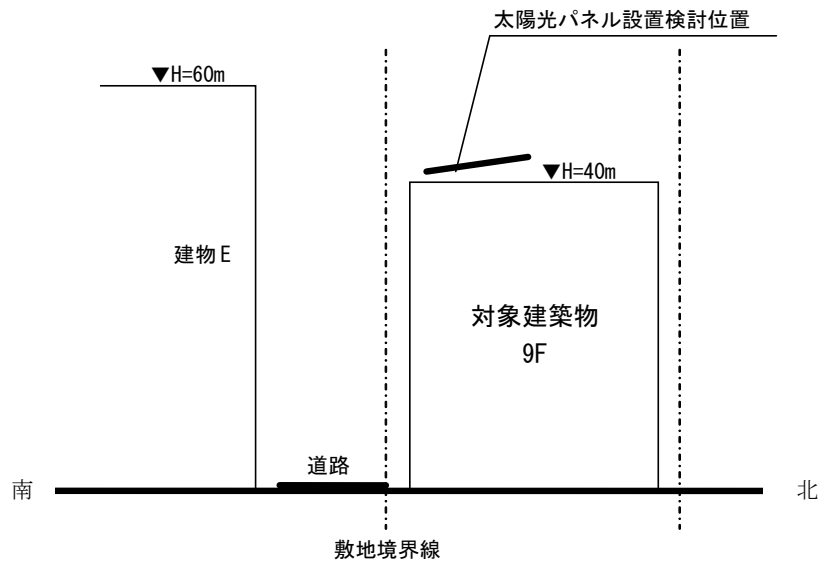
2. 設置検討場所と日射の状況

(1) 設置検討場所

屋根部（地上高さ 40m） 設置検討位置及び立面図は、下図のとおり。



設置検討位置



設置位置立面図

(2) 設置検討場所の日射の状況

南側の幅員 10m の道路越しに、計画建物よりも高さの高い建築物があり、以下の方位から日照が遮られる。

遮蔽物の方位 (南) 高さ (約 65m)、距離 (12m)

遮蔽物の方位 (南東) 高さ (約 63m)、距離 (15m)

遮蔽物の方位 (南西) 高さ (約 60m)、距離 (15m)

(3) 年間を通じた日射の概況

冬至の日射状況：3時間程度しか日射時間がない

3. 概算発電量の試算

(1) 太陽光発電パネルの設置面積 (120) m²

(2) 概算発電量 (12,614.4) kWh/年

概算発電量 (kWh/年) = 105.12 (kWh/m²・年) × パネルの設置角度 30 度の場合
の設置方位係数 (1.0) × 太陽光発電パネル面積 (120m²) = 12,614.4 (kWh/年)

(3) 太陽光発電による電力料金削減 (252,288) 年 (※20 円/kWh)

4. 検討結果

(1) 導入の可否 導入する、導入を見送る

(2) 導入を見送る場合の理由

① 十分な日照が確保できない。

② 躯体がパネル等の荷重に対応できない。

③ 敷地内あるいは屋上に設置場所を確保できない。

④ 投資回収ができない。

⑤ その他 ()

2.3 資源の適正利用

2.3.1 オゾン層の保護等

① 配慮すべき事項

オゾン層を破壊しない断熱材と空調冷媒（省エネルギー措置の届出対象となる場合に限る）の選択に関して、オゾン層を破壊する物質の不使用を原則とし、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質の選択を検討する。

② 適用用途と評価基準

適用用途：住宅、非住宅

評価基準：

| | |
|------|---|
| 段階 1 | 使用する断熱材、冷媒にオゾン層を破壊する物質を使用しないこと。 |
| 段階 2 | 使用する断熱材、冷媒にオゾン層を破壊する物質を使用しないこと。かつ、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 |

③ 解説

建築断熱材の発泡剤（現場発泡硬質ウレタン、押出ポリスチレンなど）や空調冷媒には、オゾン層を破壊するフロン（CFC：クロロフルオロカーボン、HCFC：ハイドロクロロフルオロカーボン）が使用されてきた。しかし、オゾン層保護のために平成7（1995）年末にはCFCが、平成16（2004）年にはHCFCの生産が廃止され、オゾン層を破壊しないフロン（HFC等）に置き換わってきている。しかし、これらのフロン代替物質は、地球温暖化係数（GWP）が高く、地球温暖化の一因となっている。

今後は、より地球温暖化への負荷の小さい、即ち地球温暖化係数（GWP）が小さい物質への切り替えが期待されている。

そこで、原則的にオゾン層を破壊する物質（CFC、HCFC）を使用しないことを段階1への適合とし、より地球温暖化係数が小さい物質を選択している場合に段階2に適合することとした。

④ 評価チェックシート記載事項と添付資料

- i 断熱材と冷媒にオゾン層を破壊する物質を使用していないが、地球温暖化係数には特に配慮していない場合

評価チェックシートの「④オゾン層の保護等」の「断熱材と冷媒にオゾン層を破壊する物質を不使用」をチェックする。

使用する断熱材の種類（硬質ウレタンフォーム、押出法ポリスチレンフォームなど）、発泡剤の種類（HFC-〇〇など）、使用する空調冷媒の種類（R407C、R410Aなど）及びそれぞれのオゾン層破壊係数を記入する。

【添付資料】

- ・ 断熱材及び空調冷媒に含まれる代替フロン物質名が確認できる資料 等

ii 断熱材と冷媒にオゾン層を破壊する物質を使用していないことに加え、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質を使用している場合

評価チェックシートの「④オゾン層の保護等」の「断熱材と冷媒にオゾン層を破壊する物質を不使用、かつ、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質を使用」をチェックし、それぞれ使用する断熱材と冷媒の地球温暖化係数（下表参照）を記載する。

【添付資料】

- ・ 断熱材及び空調冷媒に含まれる代替フロン物質名が確認できる資料 等

主なフロン系ガスのオゾン層破壊係数、地球温暖化係数（参考）

| 名 称 | ODP（オゾン層破壊係数） CFCベース | 寿命(年) | (参考) 地球温暖化係数 (GWP) CO ₂ ベース 設定期間 100 年 | フロン系ガスの特徴及び用途 |
|----------------------|-------------------------|-------|---|---|
| クロロフルオロ カーボン類 | | | | 塩素を含みオゾン層破壊の程度 が高い化合物 |
| CFC-11 | 1 | 45 | 4750 | 用途 ・発泡剤 ・業務用低温機器 カーエアコン、遠心冷凍機器等 ・洗浄剤等 |
| CFC-12 | 1 | 100 | 10900 | |
| CFC-13 | 1 | 640 | 14400 | |
| CFC-113 | 0.8 | 85 | 6130 | |
| CFC-114 | 1 | 300 | 10000 | |
| CFC-115 | 0.6 | 1700 | 7370 | |
| ハイドロクロロ フルオロカーボン類 | | | | |
| HCFC-21 | 0.04 | 2 | - | 用途 ・発泡剤等 ・業務用低温機器 ルームエアコン、パッケージエ アコン、チリングユニット等 ・洗浄剤等 |
| HCFC-22 | 0.055 | 11.9 | 1810 | |
| HCFC-123 | 0.02 | 1.4 | 77 | |
| HCFC-124 | 0.022 | 6.1 | 609 | |
| HCFC-141b | 0.11 | 9.3 | 725 | |
| HCFC-142b | 0.065 | 19 | 2310 | |
| HCFC-225ca | 0.025 | 2.1 | 122 | |
| HCFC-225cb | 0.033 | 6.2 | 595 | |
| ハイドロフルオロ カーボン類 | | | | 塩素を含まず水素を含んだオゾン 層破壊物質が全くない新代替物質 |
| HFC-23 | 0 | 260 | 14800 | 用途 ・発泡剤 ・業務用低温機器 ・空調機等 ・洗浄剤等 |
| HFC-32 | 0 | 5 | 675 | |
| HFC-41 | 0 | 2.6 | - | |
| HFC-125 | 0 | 29 | 3500 | |
| HFC-134 | 0 | 9.6 | - | |
| HFC-134a | 0 | 13.8 | 1430 | |
| HFC-143 | 0 | 3.4 | - | |
| HFC-143a | 0 | 52 | 4470 | |
| HFC-152 | 0 | 0.5 | 43 | |
| HFC-152a | 0 | 1.4 | 124 | |
| HFC-161 | 0 | 0.3 | 12 | |
| HFC-227ea | 0 | 33 | 3220 | |
| HFC-236cb | 0 | 13.2 | 1300 | |
| HFC-236ea | 0 | 10 | 1200 | |
| HFC-236fa | 0 | 220 | 9810 | |
| HFC-245ca | 0 | 5.9 | - | |
| HFC-245fa | 0 | 7.2 | 1030 | |
| HFC-365mfc | 0 | 9.9 | 794 | |
| HFC-43-10mee | 0 | 15 | 1640 | |
| 混合系 | | | | 塩素を含んでいるが、水素がある ため、オゾン層破壊の程度が小さい 化合物 |
| R-401A | 0.037 | — | 1130 | 用途 ・発泡剤 ・業務用低温機器 |
| R-401B | 0.040 | — | 1220 | |
| R-402A | 0.021 | — | 2690 | |
| R-402B | 0.033 | — | 2310 | |
| R-403A | 0.030 | — | 3000 | |
| R-403B | 0.020 | — | 4310 | |

出典：東京都建築物環境計画書制度マニュアル M-16（表Ⅱ.2.2）

| 名 称 | ODP (オゾン層破壊係数) CFCベース | 寿命(年) | (参考) 地球温暖化係数 (GWP) CO ₂ ベース 設定期間 100 年 | フロン系ガスの特徴及び用途 |
|-----------------------|--------------------------|-------|---|--|
| R-404A | 0 | — | 3780 | 塩素を含んでいるが、水素があるため、オゾン層破壊の程度が小さい化合物 用途 ・発砲剤 ・業務用低温機器 |
| R-407A | 0 | — | 1730 | |
| R-407B | 0 | — | 2700 | |
| R-407C | 0 | — | 1650 | |
| R-407D | 0 | — | 1500 | |
| R-407E | 0 | — | 1300 | |
| R-410A | 0 | — | 1980 | |
| R-412A | 0 | — | 2220 | |
| R-413A | 0 | — | 1920 | |
| R-417A | 0 | — | 2230 | |
| R-507A | 0 | — | 2210 | |
| R-508A | 0 | — | 11940 | |
| R-508B | 0 | — | 11950 | |
| R-509A | 0.024 | 5560 | 5560 | |
| パーフルオロコンパ ンズ PFC 系 | | | | 塩素を含まずフッ素を含んだオゾン層破壊物質が全くない新代替物質 ただし、大気中寿命は長い 用途 ・発砲剤 ・半導体洗浄、溶剤 |
| CF4 (FC-14) | 0 | 50000 | 5700 | |
| CF4 (FC-16) | 0 | 10000 | 11900 | |
| CF4 (FC-218) | 0 | 2600 | 8600 | |
| C4F10 | 0 | 2600 | 8600 | |
| C4F12 | 0 | 4100 | 8900 | |
| C4F14 | 0 | 3200 | 9000 | |
| C3F8(FC-318) | 0 | 3200 | 10000 | |
| R717 | 0 | 14 | 0 | アンモニア NH ₃ |
| CO ₂ | 0 | — | 1 | 二酸化炭素 |
| R600A | 0 | 数週間 | 3 | イソブタン (HC 系) |
| R290 | 0 | 数ヶ月 | 3 | プロパン |
| | 0 | | 4 | ジメチルエーテル (DME) |

出典：東京都建築物環境計画書制度マニュアル M-17 (表Ⅱ.2.2)

⑤ 参考

現在、ノンフロン冷媒、ノンフロン断熱材の開発等も進みつつある。これら、さらに地球温暖化係数が小さく、オゾン層保護に効果的な物質の例を挙げる。

| 種類 | 物質 | 地球温暖化係数 (GWP) |
|-------|---------|---------------|
| 空調冷媒 | 二酸化炭素 | 1 |
| | アンモニア | ほぼゼロ |
| | イソブタン | ほぼゼロ |
| | プロパン | ほぼゼロ |
| 建築断熱材 | 二酸化炭素 | 1 |
| | シクロペンタン | 11 |

注：いずれの物質もオゾン層破壊係数 (ODP) は 0 である。

出典：「ノンフロン製品普及促進パンフレット」(平成 22 (2010) 年 3 月、環境省地球環境局)

「ノンフロン断熱材を使いましょう」(平成 18 (2006) 年 8 月、社団法人日本建設業団体連合会)

2.4 ヒートアイランド現象の緩和

2.4.1 敷地と建築物の被覆対策

① 配慮すべき事項

千代田区で課題となっているヒートアイランド現象の緩和のため、敷地と建築物の被覆の改善に係る事項として、以下の取組みについて検討を行う。

敷地対策：地表面または屋上に保水性の高い被覆材を選定

建築物対策：屋上の緑化又は高反射率塗装の塗布

② 適用用途と評価基準

適用用途：住宅、非住宅

評価基準：

| | |
|-----|---|
| 段階1 | 地表面または屋上に保水性の高い被覆材を選定するか、屋上に緑化や高反射率塗装を行っている。 |
| 段階2 | 緑地、水面、保水性被覆材、高反射率被覆材の各対策評価面積の合計が、敷地面積の20%以上であること。 |

③ 解説

ヒートアイランド対策として、敷地と建築物の被覆対策が有効な対策として考えられ、保水性舗装や屋上緑化などの対策に取り組んでいる場合に段階1、各対策を施す面積の合計が敷地面積の20%以上の場合に段階2に適合することとした。

保水性の高い被覆材の基準：千代田区ヒートアイランド[※]対策助成金交付要綱 別表第1参照

高反射率塗装の基準：(同上)

【参考】千代田区ヒートアイランド対策助成金交付要綱 別表第1 (第2条関係)

別表第1 (第2条関係)

高反射率塗装等の基準

○蓄熱を抑制する塗料：揮発性有機化合物の含有量が少ないもので、第三者機関における日射反射率測定値が50%以上の製品とする。

○保水性建材：被覆材全体を水没させて飽和状態としたときの体積含水率が30%以上であり、かつ東京都建築物環境計画書制度マニュアルに基づく保水性建材の試験方法において、5時間以上わたり表面温度を50℃以下の状態で維持することができる製品とする。

○日射調整フィルム・窓用コーティング材：第三者機関における測定値が、遮蔽係数0.7未満、可視光線透過率65%以上、熱貫流率5.9W/(m²・K)未満(窓用コーティング

材の場合は $6.0\text{W}/(\text{m}^2\cdot\text{K})$ 以下) であり、かつ日射調整性能について、適切な耐候性が確認されている製品とする。

[備考]

【試験方法】

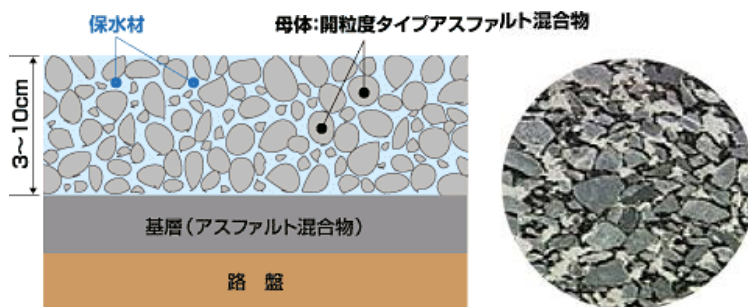
○蓄熱を抑制する塗料：JIS K5602 (塗膜の日射反射率の求め方) に従うものとする。
ただし、以前 JIS R3106 (板ガラス類の透過率・反射率・放射率・日射熱取得率の試験方法) 又は JIS A5759 (建築窓ガラス用フィルム) に従い、測定・算出した資料があれば、その結果を使用することができる。

○日射調整フィルム・窓用コーティング材：JIS A5759 (建築窓ガラス用フィルム) に従うものとする。また、日射調整性能の適切な耐候性の確認とは、JIS A5759 に規定された耐候性試験において 200 時間以上の試験を実施し、遮蔽係数の変化が試験前の基準から ± 0.10 の範囲であることとする。

保水性の高い被覆材の例

ア 保水性舗装

舗装体内に保水された水分が蒸発し、水の気化熱により路面温度の上昇を抑制する性能をもつ舗装。基盤上に開粒度タイプアスファルト混合物を 3～10cm の厚さで敷き詰め、その空隙に、吸水・保水性能を持つ保水材を充填する。保水材には、鉱物質や樹脂等のグラウト材や細粒材を用いる。



出典：路面温度上昇抑制舗装研究会
(<http://www.hosuigiken.jp/hosui/index.html>)

保水性建材の試験方法

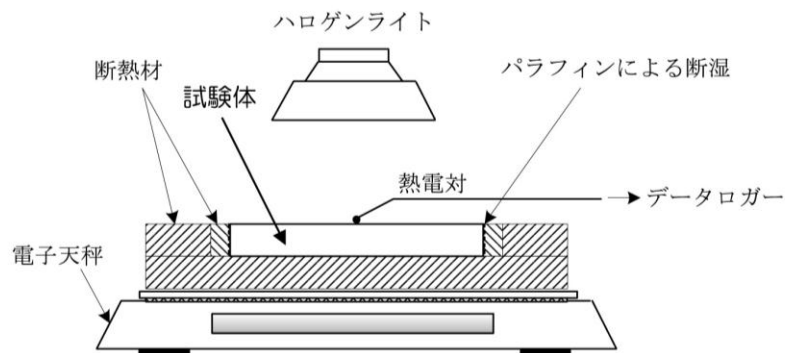
※1 知事が別に定める方法により保水性が高いと認められる被覆材とは、以下をいう。

① 保水性建材

被覆材全体を水没させて飽和状態としたときの体積含水率（被覆材の体積に対する被覆材が含んでいる水の体積の割合）が20%以上であり、かつ以下の試験方法において5時間以上にわたり表面温度を50℃以下の状態で維持することができる被覆材、及び当該被覆材に採用されている技術と同一の技術を用いて製造されている被覆材

（試験方法）

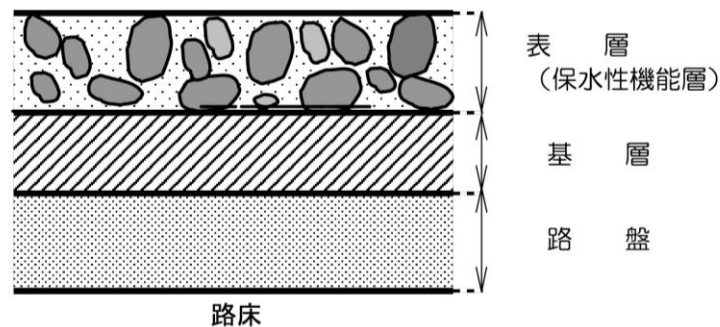
- ・ 試験体：150 mm×150 mm、厚み 30 mm、白色又は最も淡色のもの
- ・ 試験環境：室温 30℃、相対湿度 40%、風静穏
- ・ 試験体全体を水没させて飽和状態とした後、試験体を電子天秤に設置し、試験体上面から30cm 離しハロゲンライト 800W を照射して、試験体内部の水分を蒸発させる。その際の表面温度と質量の経時変化を測定する。表面温度は、試験体上面の端部に設置した測定点で計測し、試験体の表面温度が定常状態になるまで測定を続ける。



保水性建材の試験方法概念図

② 保水性舗装

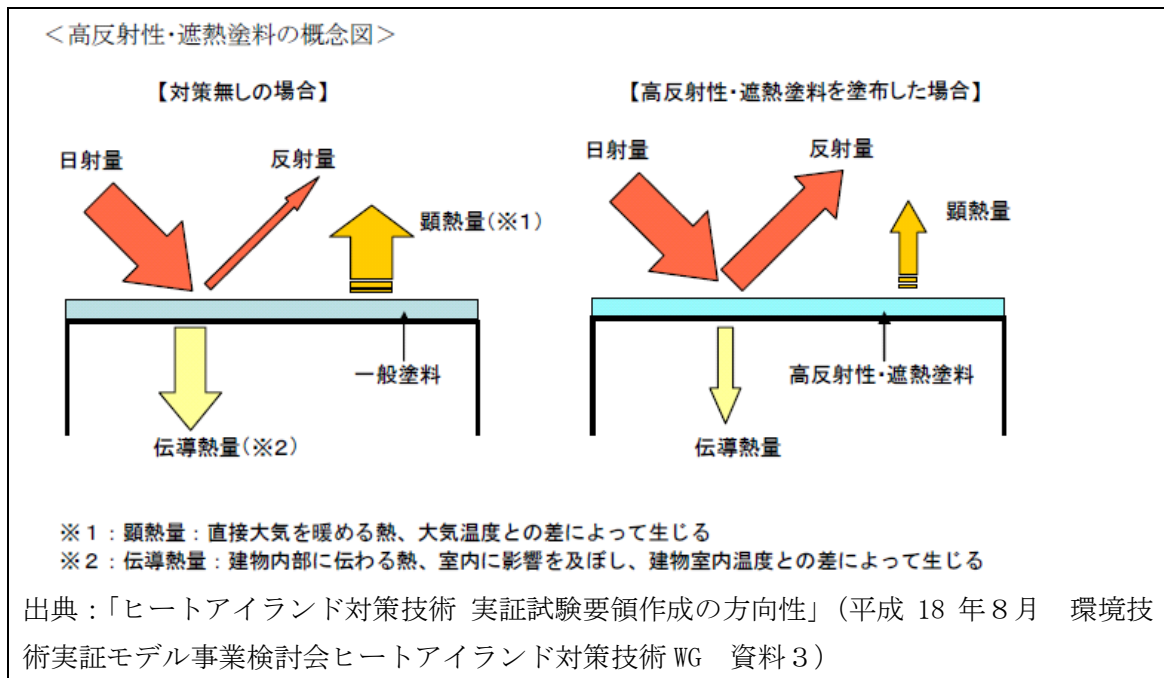
降雨などによる水分を舗装体内に吸収保持し、徐々にその水分を蒸発させる機能をもつ層を舗装の上層（保水性機能層と呼ぶ）に有することにより保水性を高めた舗装（保水性舗装）。なお都が採用している車道での保水性舗装の基本的構造は、図 IV.2.2のとおりで、保水材として、保水性機能層に水、結合材（セメント）、石粉体などを主体とした保水性パウダー、減水剤、凝結遅延剤などを充てんしている。



保水性舗装の基本的構造

出典：東京都建築物環境計画制度マニュアル（H-8、図IV.2.2）

高反射率塗装の効果のイメージ



④ 評価チェックシート記載事項と添付資料

i 地表面または屋上に保水性の高い被覆材を採用した場合

評価チェックシートの「⑤敷地と建築物の被覆対策」の「地表面または屋上に保水性の高い被覆材を採用」をチェックし、以下の例を参考に採用した被覆材の種類を記載、さらに対策を施した面積（ m^2 ）を記入する。

また、設置する被覆材の状況を確認できる以下の資料を添付する。

【被覆材の例】

保水性舗装

保水性建材

その他、地表面の緑化、壁面緑化等

【添付資料】

- 各被覆材の設置状況が分かる平面図、断面図 等
- その他、地表面や壁面の緑化状況が分かる平面図、断面図 等

ii 屋上緑化を採用した場合

評価チェックシートの「⑤敷地と建築物の被覆対策」の「屋上緑化を採用」をチェックし、屋上緑化を施した面積（ m^2 ）を記入する。

また、屋上緑化の状況を確認できる以下の資料を添付する。

【添付資料】

- ・ 屋上の緑地部分分かる平面図、緑化計画図 等

iii 屋上に高反射率塗料を塗布する場合

評価チェックシートの「⑤敷地と建築物の被覆対策」の「屋上に高反射率塗料を塗布」をチェックし、高反射率塗料を塗布する面積（m²）を記入する。

また、高反射率塗料を塗布する状況を確認できる以下の使用を添付する。

【添付資料】

- ・ 高反射率塗料の種類、名称、性能等が確認できる資料
- ・ 高反射率塗料を塗布する範囲、面積等がわかる平面図 等

iv 全体の対策面積について

i～iii の各対策の施した面積を合計し、総対策面積として求め、対策率（＝総対策面積/敷地面積×100）（％）を求め、評価チェックシートの「⑤敷地と建築物の被覆対策」の「相対策面積」と「対策率」欄に記入する。

なお、緑化と一体的に計画された水面の面積も緑化面積に含めることができる。

$$\begin{aligned} \text{総対策面積 (m}^2\text{)} &= \text{保水性舗装等面積 (m}^2\text{)} + \text{地表面等緑化面積 (m}^2\text{)} \\ &+ \text{屋上緑化面積 (m}^2\text{)} + \text{高反射塗料塗布面積 (m}^2\text{)} \end{aligned}$$

$$\text{対策率 (\%)} = \text{総対策面積 (m}^2\text{)} / \text{敷地面積 (m}^2\text{)} \times 100$$

⑤ 参考

地球温暖化対策及びヒートアイランド対策に係る建築物の屋上利用の考え方は、P58 に示したとおりである。ここでは、屋上緑化の検討にあたり参考となる情報を示す。

- ・ 公益財団法人 東京都公園協会（屋上緑化、壁面緑化などの助成金交付）
<http://www.tokyo-park.or.jp/profile/promotion/index.html>

2.5 自然環境の保全

2.5.1 水循環

① 配慮すべき事項

千代田区における自然環境保全に寄与するため、水循環の健全な状況の維持に係る事項として、以下の取組みについて検討を行う。

- ・ 雨水を浸透させる計画の検討
- ・ 雨水浸透施設の設置
(雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ、透水性舗装、地表面緑化、玉石敷き等)

② 適用用途と評価基準

適用用途：住宅、非住宅

評価基準：

| | |
|-----|---|
| 段階1 | 建築物の用途、規模、周辺の状況等を考慮し、段階2に示す雨水を浸透させる計画の検討を行っていること。 |
| 段階2 | 雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ、透水性舗装、地表面の緑化等による雨水浸透施設を設けていること。ただし、敷地が、地下水位が高い等の理由により浸透効果を期待できない地域、雨水の浸透による防災上の支障が生じるおそれがある地域にある場合は、この基準を適用しない。 |

③ 解説

建築物が密集する千代田区においては、規模や周辺の状況等から雨水浸透施設の設置が物理的に困難である場合も想定されることから、建築主の自然環境保全の姿勢を評価するために、段階1では雨水浸透計画の検討の有無を評価対象とした。また、検討の結果、複数の浸透施設を設けている場合（例：地表面緑化と透水性舗装、雨水浸透ますと雨水浸透トレンチなど）に、段階2へ適合することとした。

なお、浸透施設が1種類の場合でも段階1に相当する評価（☆）とした。

④ 評価チェックシート記載事項と添付資料

i 雨水浸透施設の設置を検討したが、設置に至らなかった場合

評価チェックシートの「⑥水循環」の「雨水を浸透させる計画を検討」をチェックする。
また、検討経緯が確認できる資料を添付する。

【添付資料】

- ・ 検討経緯が確認できる資料

(例：施工業者等から取り寄せた見積り、検討資料、打合せ記録等)

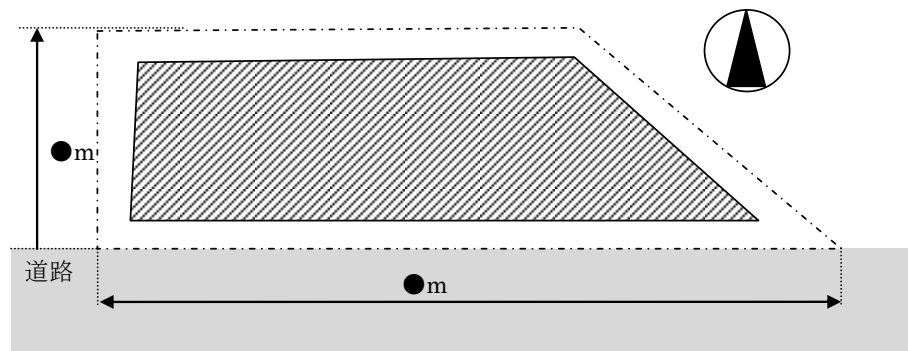
なお、検討資料については、以下の検討内容が確認できることとする。

- ・ 計画区域周辺の地下水位の状況
- ・ 計画区域周辺の地盤の雨水浸透能力
- ・ 防災上に支障がある場合、その理由（崖地など）
- ・ 設置スペースがない場合、その理由

雨水浸透施設の検討書の例

1. 設置を検討した建築物の概要

- (1) 建築物の名称及び所在地
日本太郎ビル 千代田区麴町 4-2
- (2) 敷地面積
448m²
- (3) 延べ面積
2,320m²
- (4) 建物用途
事務所
- (5) 用途地域
商業地域
- (6) 建築物の状況



建築物の位置図

2. 設置を検討した雨水浸透施設の概要

(1) 雨水浸透施設の種類

雨水浸透ます

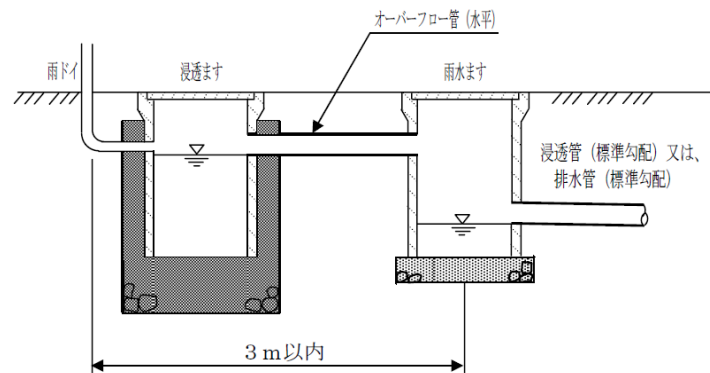
雨水浸透トレンチ

透水性舗装

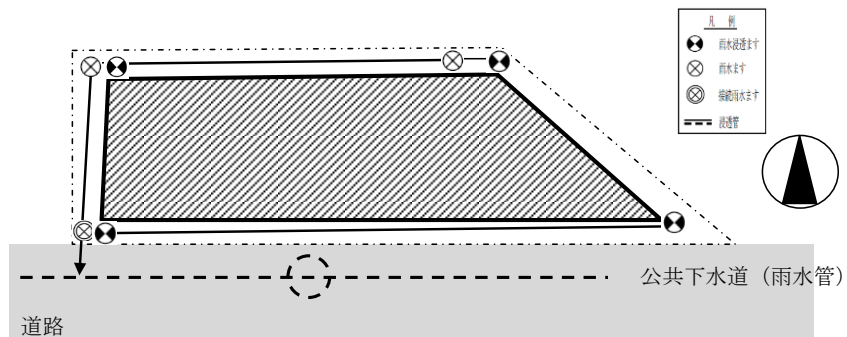
地表面の緑化

玉石敷き

(2) 検討した施設の構造等



(3) 配置検討図



3. 検討結果

(1) 導入の可否 導入する：導入を見送る

(2) 導入を見送る場合の理由

① 十分な浸透量が確保できない。

② 施工費が高い。

③ 敷地内に設置場所を確保できない。

④ 傾斜地等により防災上支障がある。

⑤ その他 ()

ii 雨水浸透施設を設置する場合

評価チェックシートの「⑥水循環」の「雨水を浸透させる施設を設置」をチェックし、以下の例を参考に具体的に設置する設備等の種類を記入する。

【雨水浸透施設の例】

雨水浸透ます

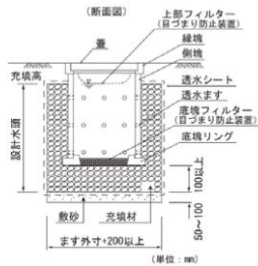
雨水浸透トレンチ

透水性舗装

玉石敷き

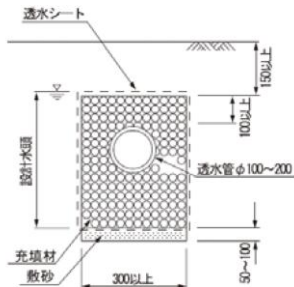
地表面の緑化

ア 雨水浸透ます



透水ますの周辺を碎石で充填し、集水した雨水をその底部及び側面から地表の比較的浅い部分に浸透させる。透水ますは、有孔コンクリートやポーラスコンクリートを用いることが多いが、塩ビ製のものもある。

イ 雨水浸透トレンチ

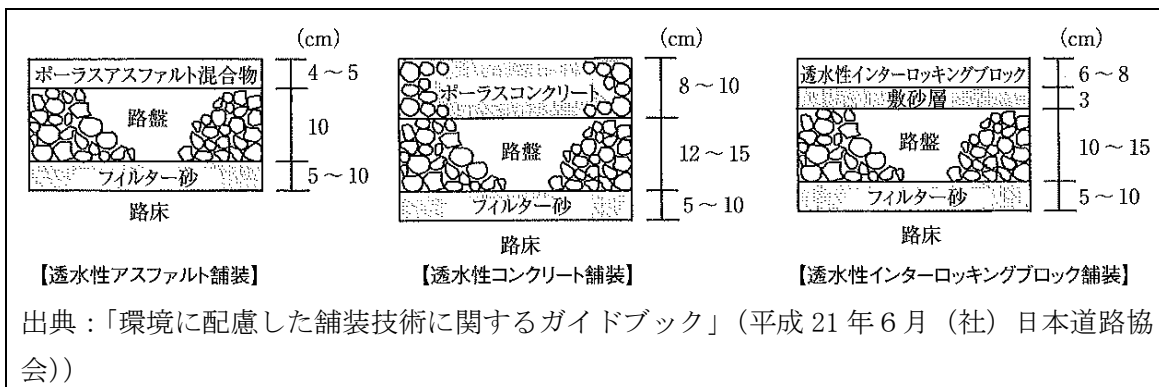


掘削した溝に碎石を充填し、さらにこの中に流入水を均一に分散させるために透水性の管を布設したものである。近年、碎石と管の機能を同時に合わせ持つポーラスコンクリート製やプラスチック製の一体製品も使用されている。浸透トレンチは、雨水排水施設として兼用される場合が多いため、管径・勾配等は、排水機能を損なわないように配慮する必要がある。

出典：「雨水浸透施設の整備促進に関する手引き（案）」（平成22年4月、国土交通省 都市・地域整備局 下水道部）

ウ 透水性舗装

透水性を有する材料を用い、雨水を表層から路盤に浸透させる構造とした舗装。排水及び浸透施設と併せて設計する。



【添付資料】

- 雨水浸透施設の種類、規模
- 雨水浸透施設の設置場所、集水範囲等がわかる平面図 等

⑤ 参考

雨水浸透施設は、目詰まりの影響や地質条件等により浸透能力が変動する。流域全体としての流出抑制効果や地下水涵養効果等を概算で簡便に把握する方法、能力残存率を考慮し、雨水浸透施設の整備区域全体として浸透能力を把握する方法、浸透能力を継続して確保していくための適切な維持管理方法等について、以下の手引き等を参考に検討を行うことが望ましい。

「雨水浸透施設の整備促進に関する手引き（案）」（平成 22 年 4 月、国土交通省 都市・地域整備局 下水道部）

「環境に配慮した舗装技術に関するガイドブック」（平成 21 年 6 月、（社）日本道路協会）

2.5.2 緑の量、質の確保

① 配慮すべき事項

千代田区における自然環境保全に寄与するため、緑の量及び質の確保に係る事項として、以下の取組みについて検討を行う。

- ・ 千代田区緑化推進要綱における緑化基準の達成
- ・ 地上部及び建築物上の積極的な緑化

② 適用用途と評価基準

適用用途：住宅、非住宅

評価基準：

| | |
|-----|--|
| 段階1 | 千代田区緑化推進要綱の基準を満たしていること。 |
| 段階2 | 地上部のうち樹木の植栽等のなされた部分の面積及び建築物上のうち樹木、芝、草花等の植栽のなされた部分の面積（以下「建築物上の緑化面積」という。）の総計（以下「総緑化面積」という。）が、敷地面積の15%以上の面積であること。 |

③ 解説

千代田区においては、「千代田区緑化推進要綱」に基づき、敷地面積 250m² 以上の建築物について緑化計画書の提出を義務づけていることから、この緑化推進要綱の緑化面積の基準を満足していることを段階1とし、さらに地上部と建築物上の緑化面積の合計が敷地面積の15%以上の場合に、段階2に適合することとした。また、地域の生態系に配慮し、建築物上の緑化に樹木を採用、緑と一体的に計画された水面の設置や既存樹木の保全など、在来種を用いた緑化計画を検討することが望ましい。

④ 評価チェックシート記載事項と添付資料

- i 緑化推進要綱の基準を満足しているが、緑化面積が敷地面積の15%未満の場合

評価チェックシートの「⑦緑の量、質の確保」の「敷地内の緑化により、千代田区緑化推進要綱の基準を満足」をチェックする。また、敷地内（地上部、建築物上）の緑化の計画が確認できる平面図や緑化計画図等を添付する。

【添付資料】

- ・ 敷地内（地上部、建築物上）の緑化計画や面積が確認できる平面図、緑化計画図等

ii 総緑化面積と対策率の記入

評価チェックシートの「⑦緑の量、質の確保」の総緑化面積（m²）及び対策率（＝総緑化面積/敷地面積×100）（%）を求め、「総緑化面積」と「対策率」欄に記入する。

なお、緑化と一体的に計画された水面の面積も緑化面積に含めることができる。

$$\text{総緑化面積 (m}^2\text{)} = \text{地上部の緑化面積 (m}^2\text{)} + \text{建築物上の緑化面積 (m}^2\text{)}$$

$$\text{対策率 (\%)} = \text{総緑化面積 (m}^2\text{)} / \text{敷地面積 (m}^2\text{)} \times 100$$

【添付資料】(同上)

⑤ 参考

千代田区緑化推進要綱における緑化基準を以下に示す。

【参考】千代田区緑化推進要綱 別紙1-1 緑化の基準

1. 緑化面積の基準

(1) 地上部の緑化

敷地内の地上部では、次によって算出される面積（人工地盤上及び接道部の緑化面積を含む）以上を樹木により緑化すること。なお、地上部での緑化が困難な特段の理由がある場合は、建築物上における樹木による緑化面積（固定式植栽基盤に限る）に振り替えることができる。

ア イ以外の施設

次のA及びBによって算出された面積のうち小さい方の面積以上

$$A : (\text{敷地面積} - \text{建築面積}) \times 0.2$$

$$B : [\text{敷地面積} - (\text{敷地面積} \times \text{建ぺい率} \times 0.8)] \times 0.2$$

※5,000m²以上の敷地（公共施設の敷地の場合は1,000m²以上）にあつては乗じる数値0.2を0.25とする。

イ 総合設計制度等を適用する施設

総合設計制度等を適用して計画する建築物の敷地又は再開発等促進区（再開発地区整備計画が定められている区域に限る。）、高度利用地区もしくは特定街区内における建築物の敷地はCによって算出される面積以上

$$C : (\text{敷地面積} - \text{建築面積}) \times 0.3$$

※5,000m²以上の敷地（公共施設の敷地の場合は1,000m²以上）にあつては乗じる数値0.3を0.35とする。

(2) 建築物上の緑化

建築物上（屋上、壁面、ベランダ等）の緑化面積は、次によって算出される面積以上を樹木、地被植物、ツル性植物、多年草等により緑化すること。なお、建築物上の緑化が困難な特段の理由がある場合は、地上部における樹木による緑化に振り替えることができる。

ア イ以外の施設

次のDによって算出された面積以上

D：屋上の面積×0.2

※5,000㎡以上の敷地（公共施設の敷地の場合は1,000㎡以上）にあつては乗じる数値0.2を0.25とする。

イ 総合設計制度等を適用する施設

総合設計制度など又は再開発等促進区、高度利用地区もしくは特定街区内の建築物
次のEによって算出された面積以上

E：屋上の面積×0.3

※5,000㎡以上の敷地（公共施設の敷地の場合は1,000㎡以上）にあつては乗じる数値0.3を0.35とする。

(3) 屋上緑化における特例

敷地面積が1,000㎡未満（公共施設の敷地を除く）の場合で、屋上に環境負荷の低減に貢献すると認められる機器等を設置する場合、必要となる建築物上の緑化面積の取扱いは、第3条第1項に規定する対象行為をしようとする者と別途協議の上、決定する。

2. 接道部緑化の基準

敷地で、道路に接する部分の長さに、次の「接道部緑化基準（率）」を乗じて得た長さ以上を樹木により緑化すること。

$$\text{接道部緑化長さ} \geq \text{接道長さ} \times \text{接道部緑化基準（率）}$$

[接道部緑化基準（率）]

| | 500m ² 未満 | 500m ² 以上 ～ 1000m ² 未満 | 1000m ² 以上 ～ 3000m ² 未満 | 3000m ² 以上 ～ 1万m ² 未満 | 1万m ² 以上 ～ 3万m ² 未満 | 3万m ² 以上 |
|--------------------------------|----------------------|--|---|---|---|---------------------|
| 住 宅 宿泊施設 | 4 / 10 | 6 / 10 | | 7 / 10 | | 8 / 10 |
| 野外運動場・野外 娯楽施設、廃棄物 等の処理施設 | 6 / 10 | 7 / 10 | | | 8 / 10 | |
| 工場、店舗、事務 所、駐車場、資材 置場、作業所 | 2 / 10 | 3 / 10 | 5 / 10 | 6 / 10 | 7 / 10 | |
| 庁舎、学校、医療 施設、集会施設 | 5 / 10 | 6 / 10 | 7 / 10 | | | 8 / 10 |
| そ の 他 | 2 / 10 | 3 / 10 | 6 / 10 | | 7 / 10 | |

備考 1 住宅とは、共同住宅（廊下、階段及び壁を二戸以上で共有する住宅をいう。）、
又はその他の住宅をいう。

2 区分の適用に当たっては、一階部分における主たる用途によることとする。

なお、地上部からの高さが10m以下において、道路に接する壁面にツル性植物に
よる緑化（将来的に目の高さ（1.5m）の壁面部分まで緑化されること。）又は、ベ
ランダに樹木による緑化（樹木は道路から見えていること。）を行った場合は、重
複部分を除いて、接道部緑化長さに加えることができる。

参考1：評価チェックシートの記入例

【住宅】（評価シート_住宅ファイルを使用）

1. 建築物概要

- ①用途をプルダウンメニューから選択する。
- ②名称、所在地、敷地面積、延べ面積、構造、階数、工事完了予定年月が様式から自動入力されていることを確認・チェックする。

2. 建築物の熱負荷の低減

- ①基礎情報の入力：屋根、外壁、窓の断熱について、それぞれ必要項目（断熱材、熱抵抗値、熱貫流率、建具材質、付属部材、ガラス種別、日射侵入率）を入力する。
- ②評価方法のいずれかをチェックボックスで選択し、各項目の値を入力する。

①用途をプルダウンメニューから選択する。他の項目は、「届出様式」シートから自動入力

【共通】
 ア. プルダウンメニューからの選択
 水色セルでは、プルダウンメニューから選択が可能。
 イ. その他欄の記入
 プルダウンに該当する項目がない場合は、直接入力が可能。
 ウ. その他入力が必要な項目
 その他、必要な項目はオレンジセルに直接入力する。
 エ. 紫色セルは、自動入力です。

| 評価チェックシート(住宅) | | | |
|---------------|---|----------|-------------------------|
| 建築物概要 | | | |
| 名称 | 日本工営(株)ビル | | 建築物の断熱対策(区分) |
| 所在地 | 千代田区潮町4-2 | | 設備の省エネルギー対策 |
| 用途 | 個人住宅 | 敷地面積 | 2,000.00 m ² |
| 構造 | S造 | 延べ面積 | 2,500.00 m ² |
| 階数 | 5F/1F | 工事完了予定年月 | 平成29年8月30日 |
| 区分 | 環境への配慮のための措置(取組内容) | | |
| ①建築物の熱負荷の低減 | <input type="checkbox"/> 屋根の断熱を強化 <input checked="" type="checkbox"/> 断熱材 C:建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種3 熱抵抗値 <input type="text"/> m ² K/W | | |
| | <input type="checkbox"/> 外壁の断熱を強化 <input checked="" type="checkbox"/> 断熱材 C:建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種3 熱抵抗値 <input type="text"/> m ² K/W | | |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 窓の断熱を強化 【建具材質】 金属製との複合構造 【付属部材】 内付けブラインド 熱貫流率 <input type="text"/> W/m ² K | | |
| | 【ガラス種別】 Low-e(空気層12) 厚さ <input type="text"/> mm 熱貫流率 <input type="text"/> W/m ² K 日射侵入率 <input type="text"/> | | |
| | <評価方法> <input type="checkbox"/> 外皮平均熱貫流率 <input type="text"/> W/m ² K <input checked="" type="checkbox"/> 品確法による省エネルギー対策等級 <input type="text"/> 1 冷房期の平均日射取得率 <input type="text"/> | | |

どちらかの評価方法をチェックしてください

②-1 外皮平均熱貫流率、平均日射取得率で評価する場合
 グレー表示部分の「外皮平均熱貫流率」ボックスをチェックし、外皮平均熱貫流率、平均日射取得率を直接入力する。

②-2 品確法による省エネルギー対策等級で評価する場合
 グレー表示部分の「品確法による・・・」のボックスをチェックし、品確法に基づく省エネルギー対策等級を入力する。

【共通】
 入力不要
 (自動入力)

3. 設備の省エネルギー化

- ①【共用部】の照明、【住戸】の空調、照明、給湯について、実施している場合はボックスにチェックする。
- ②グレー表示部で評価方法（一次エネルギー消費量）を選択の上、算定値を入力する。

①各設備について、実施している場合はボックスにチェックする。

| | | | | | | | | | | |
|---|---|--------------|--|-------------|--|--|--|--|---------------------------------------|---------------|
| ②設備の省エネルギー化 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">【共用部】</td> <td><input type="checkbox"/> 照明 高効率型の照明器具を採用</td> </tr> <tr> <td>【住戸】</td> <td><input type="checkbox"/> 空調 高効率エアコンを採用</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 照明 高効率型の照明器具を採用</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 給湯 高効率給湯器を採用</td> </tr> </table> | 【共用部】 | <input type="checkbox"/> 照明 高効率型の照明器具を採用 | 【住戸】 | <input type="checkbox"/> 空調 高効率エアコンを採用 | | <input type="checkbox"/> 照明 高効率型の照明器具を採用 | | <input type="checkbox"/> 給湯 高効率給湯器を採用 | チェック・入力してください |
| 【共用部】 | <input type="checkbox"/> 照明 高効率型の照明器具を採用 | | | | | | | | | |
| 【住戸】 | <input type="checkbox"/> 空調 高効率エアコンを採用 | | | | | | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 照明 高効率型の照明器具を採用 | | | | | | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 給湯 高効率給湯器を採用 | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;"><評価方法></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">一次エネルギー消費量</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">による評価</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">設計値/基準値(ET/EsT) = <input style="width: 80%;" type="text"/></td> </tr> </table> | | <評価方法> | 一次エネルギー消費量 | による評価 | 設計値/基準値(ET/EsT) = <input style="width: 80%;" type="text"/> | | | | | |
| <評価方法> | 一次エネルギー消費量 | による評価 | 設計値/基準値(ET/EsT) = <input style="width: 80%;" type="text"/> | | | | | | | |

②グレー表示部で評価方法（一次エネルギー消費量）を選択の上、算定値を入力する。

4. 再生可能エネルギーの導入

- ①再生可能エネルギーの導入を検討あるいは再生可能エネルギーの設備を設置のいずれかを選択する。
- ②それぞれ、検討あるいは設置する再生可能エネルギーの種類を入力する。

①導入検討あるいは設置のいずれかを選択する。

| | | | | | | |
|---|---|---|--------------------|---|--------------------|-----|
| ③再生可能エネルギーの導入 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 再生可能エネルギーの導入を検討（別添検査書を添付願います。）</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(再生可能エネルギーを選択又は入力)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> いずれかの再生可能エネルギーの設備を設置</td> <td style="text-align: center;">(再生可能エネルギーを選択又は入力)</td> </tr> </table> | <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギーの導入を検討（別添検査書を添付願います。） | (再生可能エネルギーを選択又は入力) | <input type="checkbox"/> いずれかの再生可能エネルギーの設備を設置 | (再生可能エネルギーを選択又は入力) | ... |
| <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギーの導入を検討（別添検査書を添付願います。） | (再生可能エネルギーを選択又は入力) | | | | | |
| <input type="checkbox"/> いずれかの再生可能エネルギーの設備を設置 | (再生可能エネルギーを選択又は入力) | | | | | |

②検討あるいは設置する再生可能エネルギーを入力する。

5. オゾン層の保護等

- ①熱材と冷媒にオゾン層破壊物質を不使用だが、代替物質の地球温暖化係には配慮していない場合、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質を使用している場合のいずれかを選択する。
- ②それぞれ、断熱材と冷媒に使用している物質と地球温暖化係数を入力する。

①オゾン層破壊物質を不使用、地球温暖化係数の小さい物質を使用のいずれかを選択する。

②それぞれの場合に使用している断熱材、発泡材、物質名、地球温暖化係数を入力する。

| | | | | | | | | | | |
|---------------------|---|--|---------------------|--|---------------------|--|-------------------|--|---------------------|--|
| ④オゾン層の保護等 | <input type="checkbox"/> 断熱材と冷媒にオゾン層を破壊する物質を不使用 <input type="checkbox"/> 可能な限り地球温暖化係数の小さい物質を使用 使用断熱材に含まれる物質との地球温暖化係数 (断熱材に使用される物質を選択又は入力) 使用冷媒に含まれる物質との地球温暖化係数 (冷媒に使用される物質を選択又は入力) | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; padding: 2px;">断熱材の種類 (断熱材を選択又は入力)</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">発泡剤の種類 (発泡剤を選択又は入力)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">冷媒の種類 (冷媒を選択又は入力)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">断熱材の種類 (断熱材を選択又は入力)</td> <td></td> </tr> </table> | 断熱材の種類 (断熱材を選択又は入力) | | 発泡剤の種類 (発泡剤を選択又は入力) | | 冷媒の種類 (冷媒を選択又は入力) | | 断熱材の種類 (断熱材を選択又は入力) | |
| 断熱材の種類 (断熱材を選択又は入力) | | | | | | | | | | |
| 発泡剤の種類 (発泡剤を選択又は入力) | | | | | | | | | | |
| 冷媒の種類 (冷媒を選択又は入力) | | | | | | | | | | |
| 断熱材の種類 (断熱材を選択又は入力) | | | | | | | | | | |

6. 敷地と建築物の被覆対策

- ①敷地面積を入力する。
- ②地表面または屋上に保水性の高い被覆材を採用している場合、屋上緑化を採用している場合、屋上に高反射率塗料を塗布している場合について、該当する項目を選択する（複数選択可）。なお、地表面または屋上に保水性の高い被覆材を採用している場合、具体的な取組みについては、保水性舗装とその他（地表面緑化、壁面緑化等）についてそれぞれ入力する。（緑化面積には、一体となって整備する水面面積も含めることができる。）
- ③それぞれの取組について、被覆材や面積などの項目を入力する。

①敷地面積を入力する。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|---|---|----------------|------|--|--|--------------------|--|----------------|--|------------------|--|----------------|--|--|--|----------------|--|--|--|----------------|--|--|--|----------------|--|--|--|----------------|--|--|--|----------------|--|-------|--|------|----------------|----------------------------|--|-----|---|
| ⑤敷地と建築物の被覆対策 | <input type="checkbox"/> 地表面または屋上に保水性の高い被覆材を採用 <input type="checkbox"/> 屋上緑化を採用 <input type="checkbox"/> 屋上に高反射率塗料を塗布 | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">敷地面積</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">保水性舗装 (被覆材を選択又は入力)</td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="text-align: center;">m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">その他 (その他を選択又は入力)</td> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="text-align: center;">m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">総対策面積</td> <td style="text-align: center;">0.00</td> <td style="text-align: center;">m²</td> </tr> <tr> <td colspan="2">対策率 = (総対策面積 / 敷地面積) * 100</td> <td style="text-align: center;">0.0</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> </table> | | 敷地面積 | | | 保水性舗装 (被覆材を選択又は入力) | | m ² | | その他 (その他を選択又は入力) | | m ² | | | | m ² | | | | m ² | | | | m ² | | | | m ² | | | | m ² | | 総対策面積 | | 0.00 | m ² | 対策率 = (総対策面積 / 敷地面積) * 100 | | 0.0 | % |
| | 敷地面積 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保水性舗装 (被覆材を選択又は入力) | | m ² | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 (その他を選択又は入力) | | m ² | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | m ² | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | m ² | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | m ² | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | m ² | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | m ² | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総対策面積 | | 0.00 | m ² | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対策率 = (総対策面積 / 敷地面積) * 100 | | 0.0 | % | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

②該当項目を選択する。(複数可)

③各取組について、被覆材や面積などを入力する。

7. 水循環

- ①雨水を浸透させる計画を検討あるいは雨水を浸透させる施設を設置のいずれかを選択する。
- ②雨水浸透施設を設置する場合、施設の種類を入力する。(複数選択可)

| | | | | |
|------|--|---|--------------------------------------|-----|
| ⑥水循環 | <input type="checkbox"/> 雨水を浸透させる計画を検討 (別途検討書を添付願います。) | <input type="checkbox"/> 雨水を浸透させる施設を設置 (1種類採用で☆、2種類採用で★評価となります。) | (雨水浸透施設を選択又は入力①) (雨水浸透施設を選択又は入力②) | ... |
| | <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>①計画検討あるいは施設設置のいずれかを選択する。</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-left: 100px;"> <p>②施設設置の場合、施設の種類を入力する。(複数選択可)</p> </div> | | | |

8. 緑の量、質の確保

- ①地内緑化による千代田区緑化推進要綱の基準を満足している場合、選択する。
- ②緑化面積を地上部、建築物上に分けて入力する。(緑化面積には、一体となって整備する水面面積も含めることができる。)

| | | | | |
|-----------|--|---|--|-----|
| ⑦緑の量、質の確保 | <input type="checkbox"/> 敷地内の緑化により、千代田区緑化推進要綱の基準を満足 | 地上部 <input type="text"/> m ² 建築物上 <input type="text"/> m ² | 総緑化面積 <input type="text"/> 0.00 m ² <input type="text"/> 0.0 % | ... |
| | <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>①千代田区緑化推進要綱の緑化基準を満足している場合を選択する。</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-left: 100px;"> <p>②緑化面積を、地上部、建築物上に分けて入力する。</p> </div> | | | |

対策率 = (総緑化面積 / 敷地面積) * 100

【非住宅】（評価シート_非住宅ファイルを使用）

1. 建築物概要

- ①用途は該当するもの全てチェックする。
- ②名称、所在地、敷地面積、延べ面積、構造、階数、工事完了予定年月が様式から自動入力されていることを確認・チェックする。

2. 建築物の熱負荷の低減

- ③グレー表示部でいずれかの評価方法を選択の上、年間負荷係数（PAL*）及び基準値、BPI値等をそれぞれ入力する。
- ④基礎情報の入力：屋根、外壁、窓の断熱について、それぞれ必要項目（断熱材、熱貫流率、厚さ、窓の断熱に係る事項、ガラス種別、ブラインドの有無、庇・ルーバーに係る事項、日射侵入率等）を入力（あるいはプルダウンメニューから選択）する。

①用途は該当するものを全てチェックする。
②他の項目は、「届出様式」シートから自動入力

【共通】
ア. プルダウンメニューからの選択
水色セルで、「〇〇を選択」となっている部分は、プルダウンメニューから選択が可能。
イ. その他欄の記入
プルダウンに該当する項目がない場合は、直接入力する。
ウ. その他入力が必要な項目
その他、必要な項目は薄茶色セルに直接入力する。
エ. 灰色セルは、自動入力です。

| 評価チェックシート(非住宅) | | | |
|--------------------|---|--|-----------------------------------|
| 建築物概要 | | 建築物の環境 | |
| 名称 | | 建築物の断熱対策(区分①) | |
| 所在地 | | 設備の有エネルギー対策(区分②) | |
| 用途 | <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> ホテル等/客室部 <input type="checkbox"/> 病院等/病室部 <input type="checkbox"/> 集会所等/図書館等 <input type="checkbox"/> 学校等 <input type="checkbox"/> ホテル等/宴会場部 <input type="checkbox"/> 病院等/非病室部 <input type="checkbox"/> 集会所等/体育館等 <input type="checkbox"/> 物品販売業を営む店舗等 <input type="checkbox"/> 飲食店等 <input type="checkbox"/> 集会所等/映画館等 | 地球温暖化対策(区分③④⑤⑥) | |
| 構造 | 敷地面積 <input type="text"/> m ² | ヒートアイランド対策(区分⑤⑥) | |
| 階数 | 延べ面積 <input type="text"/> m ² | (対策ごとに★が最上位、以下) | |
| 工事完了予定年月 | | | |
| 区分 | | | |
| 環境への配慮のための措置(取組内容) | | | |
| ①建築物の熱負荷の低減 | <評価方法> | <input type="checkbox"/> 年間負荷係数(PAL*)による評価 | 年間負荷係数(PAL*) <input type="text"/> |
| | | <input type="checkbox"/> モデル建物法による評価 | BPI値 <input type="text"/> |
| | 下記項目は、評価方法を問わず基準情報として記入願います。 | | |
| | <断熱対策> | | |
| | 屋根の断熱を強化 | 【断熱材】断熱材を選択又は入力 <input type="text"/> | 熱貫流率 <input type="text"/> W/m2K |
| | 外壁の断熱を強化 | 【断熱材】断熱材を選択又は入力 <input type="text"/> | 熱貫流率 <input type="text"/> W/m2K |
| | 窓の断熱を強化 | (以下から選択又は入力) | ガラス種別 (以下から選択又は入力) |
| | ブラインド | (有・無) | 庇、ルーバー等 (選択又は入力) |
| | | | 平均日射熱取得率 <input type="text"/> |

③評価方法（年間熱負荷係数／モデル建物法）を選択の上、それぞれの評価値等を入力する。

④屋根、外壁、窓 で断熱を強化している項目をチェックし、それぞれ必要項目（断熱材、熱貫流率、厚さ、窓の断熱に係る事項、ガラス種別、ブラインドの有無、庇・ルーバー等に係る事項、日射侵入率等）を入力する。

【共通】
入力不要
(自動入力)

3. 設備の省エネルギー化

- ① グレー表示部でいずれかの評価方法（一次エネルギー消費量／モデル建物法）を選択の上、評価値（設計値／基準値、BEIm値）を入力する。
- ② 空調、機械換気、照明、給湯、EVについて、実施している取組についてボックスをチェックする。
- ③ 各設備について、それぞれ必要事項を入力（あるいはプルダウンメニューから選択）する。

① グレー表示部で評価方法（一次エネルギー消費量／モデル建物法）を選択の上、算定値を入力する。

| | | | | |
|--------------|---|--|--|---------|
| <評価方法> | | <input type="checkbox"/> 一次エネルギー消費量による評価 | 設計値／基準値(Er/Esr)= | |
| | | <input type="checkbox"/> モデル建物法による評価 | BEIm= | |
| ② 設備の省エネルギー化 | 空調 | <input type="checkbox"/> 高効率型の空調機を採用 | 冷房効率COP | 暖房効率COP |
| | 機械換気 | <input type="checkbox"/> 制御方法 | 駐車場（濃度制御を駐車場の1/2以上に採用） 駐車場以外（在室検知制御等を駐車場以外の2/3以上に採用） (2/3以上) 駐車場（駐車場の合計面積の1/2以下に採用） 駐車場以外（機械換気設備を設ける室の全てに不採用） (コンパクト型の蛍光灯等を採用) (カード、センサー等による在室検知制御) (カード、センサー等による在室検知制御) その他 () | |
| | 照明 | <input type="checkbox"/> 高効率型照明器具を採用 | | |
| | | <input type="checkbox"/> 照明設備の制御 | | |
| | | <input type="checkbox"/> タスク・アンビエント照明方式の採用面積 | | |
| | 給湯 | <input type="checkbox"/> 配管の保温仕様に配慮 | | |
| | <input type="checkbox"/> 共用部の洗面所に自動給水栓を採用 | | | |
| EV | <input type="checkbox"/> 制御方法 | エレベーター設置台数 | 台 | |
| | | | | 台 |

評価方法を選択して下さい

② 設備について、実施している取組をチェックする。

③ 各設備について、それぞれ必要事項を入力（あるいはプルダウンメニューから入力）

4. 再生可能エネルギーの導入

- ① 再生可能エネルギーの導入を検討あるいは再生可能エネルギーの設備を設置のいずれかを選択する。
- ② それぞれ、検討あるいは設置する再生可能エネルギーの種類を入力する。

① 導入検討あるいは設置のいずれかを選択する。

| | | | |
|----------------|--|--|-----|
| ③ 再生可能エネルギーの導入 | <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギーの導入を検討（別途検討書を添付します。） | (再生可能エネルギーを選択又は入力) (再生可能エネルギーを選択又は入力) | ... |
| | <input type="checkbox"/> いずれかの再生可能エネルギーの設備を設置 | | |

② 検討あるいは設置する再生可能エネルギーを入力する。

5. オゾン層の保護等

①断熱材と冷媒にオゾン層破壊物質を不使用の場合、不使用かつ可能な限り地球温暖化係数の小さい物質を使用している場合のいずれかを選択する。

②それぞれ、断熱材と冷媒に使用している物質と地球温暖化係数を入力する。

①オゾン層破壊物質を不使用、**不使用かつ**地球温暖化係数の小さい物質を使用のいずれかを選択する。

②それぞれの場合に使用している断熱材、発泡材、物質名、地球温暖化係数を入力する。

| | | | |
|-----------|--|---|-----|
| ④オゾン層の保護等 | <input type="checkbox"/> 断熱材と冷媒にオゾン層を破壊する物質を不使用 <input type="checkbox"/> 断熱材と冷媒にオゾン層を破壊する物質を不使用、かつ、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質を使用 | 断熱材の種類 (断熱材を選択又は入力) 発泡剤の種類 (発泡剤を選択又は入力) 冷媒の種類 (冷媒を選択又は入力) | ... |
| | <input type="checkbox"/> 断熱材と冷媒にオゾン層を破壊する物質を不使用、かつ、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質を使用 <input type="checkbox"/> 断熱材と冷媒にオゾン層を破壊する物質を不使用、かつ、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質を使用 | 断熱材の種類 (断熱材を選択又は入力) 使用断熱材に含まれる物質とその地球温暖化係数 (断熱材に使用される物質を選択又は入力) 使用冷媒に含まれる物質とその地球温暖化係数 (冷媒に使用される物質を選択又は入力) | ... |

6. 敷地と建築物の被覆対策

①敷地面積を入力する。

②地表面または屋上に保水性の高い被覆材を採用している場合、屋上緑化を採用している場合、屋上に高反射率塗料を塗布している場合について、該当する項目を選択する。(複数選択可) なお、保水性舗装とその他(地表面緑化、壁面緑化等)についてそれぞれ入力する。(緑化面積には、一体となって整備する水面面積も含めることができる。)

③それぞれの取組について、被覆材や面積などの項目を入力する。

| | | | |
|--------------|---|--|------------------------------|
| ⑤敷地と建築物の被覆対策 | <input type="checkbox"/> 地表面または屋上に保水性の高い被覆材を採用 <input type="checkbox"/> 屋上緑化を採用 <input type="checkbox"/> 屋上に高反射率塗料を塗布 | 敷地面積 保水性舗装 (被覆材を選択又は入力) その他 (その他を選択又は入力) | ... |
| | | 緑化対策面積 対策率 = (緑化対策面積 / 敷地面積) * 100 | 0.00 m ² 0.0 % |

①敷地面積を入力する。

②実施する項目を選択する。(複数可)

③各取組について、被覆材や面積などを入力する。

7. 水循環

- ①雨水を浸透させる計画を検討あるいは雨水を浸透させる施設を設置のいずれかを選択する。
- ②雨水浸透施設を設置する場合、施設の種別を入力する。(複数選択可)

| | | | |
|------|---|----------------------------------|-----|
| ⑥水循環 | <input type="checkbox"/> 雨水を浸透させる計画を検討 (別途検討書を添付願います。) | 雨水浸透施設を選択又は入力① 雨水浸透施設を選択又は入力② | ... |
| | <input type="checkbox"/> 雨水を浸透させる施設を設置 (1種類採用で☆、2種類採用で★評価となります。) | | |

①計画検討あるいは施設設置のいずれかを選択する。

②施設設置の場合、施設の種別を入力する。(複数選択可)

8. 緑の量、質の確保

- ①敷地内緑化による千代田区緑化推進要綱の緑化の基準を満足している場合、選択する。
- ②緑化面積を地上部、建築物上に分けて入力する。(緑化面積には、一体となって整備する水面面積も含めることができる。)

| | | | | | |
|-----------|---|--|------|--------------------|-----|
| ⑦緑の量、質の確保 | <input type="checkbox"/> 敷地内の緑化により、千代田区緑化推進要綱の基準を満足 | 地上部 <input type="text"/> m ² | 緑化面積 | 0.0 m ² | ... |
| | | 建築物上 <input type="text"/> m ² | | | |

①千代田区緑化推進要綱の緑化の基準を満足している場合に選択する。

②緑化面積を、地上部、建築物上に分けて入力する。

※東京平 $=(\text{緑化面積}/\text{敷地面積})\times 100$

参考2：評価チェックシートの出力例

評価チェックシートは、A 4_1枚で出力するよう設定済み。以下に出力サンプルを示す。

【出力例：住宅】

第2号様式(第12条関係)

| 評価チェックシート(住宅) | | | | | | |
|---------------|--|----------|-------------------------|--------------------------------------|--|---------------|
| 建築物概要 | | | | 建築物の環境性能(3段階) | | |
| 名称 | 日本工営(株)ビル | | | 建築物の断熱対策(区分①) | | ... |
| 所在地 | 千代田区麹町4-2 | | | 設備の省エネルギー対策(区分②) | | ... |
| 用途 | 個人住宅 | 敷地面積 | 2,000.00 m ² | 地球温暖化対策(区分③,④の合計) | | ... |
| 構造 | S造 | 延べ面積 | 2,500.00 m ² | ヒートアイランド対策(区分⑤,⑥,⑦の合計) | | ... |
| 階数 | 5F / 1F | 工事完了予定年月 | 平成29年8月30日 | (対策ごとに★★★が最上位、以下★★☆、★☆☆、★☆☆、☆☆、☆、☆☆) | | |
| 区分 | 環境への配慮のための措置(取組内容) | | | | | 評価 |
| ①建築物の熱負荷の低減 | <input type="checkbox"/> 屋根の断熱を強化 【断熱材】 C: 建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種3 熱抵抗値 <input type="text"/> m ² K/W 厚さ <input type="text"/> mm 熱貫流率 <input type="text"/> W/m ² K | | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 外壁の断熱を強化 【断熱材】 C: 建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種3 熱抵抗値 <input type="text"/> m ² K/W 厚さ <input type="text"/> mm 熱貫流率 <input type="text"/> W/m ² K | | | | | |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 窓の断熱を強化 【建具材質】 金属製との複合構造 【ガラス種別】 Low-e(空気層12) 【付属部材】 内付けブラインド 熱貫流率 <input type="text"/> W/m ² K 日射侵入率 <input type="text"/> | | | | | |
| | <評価方法> <input type="checkbox"/> 外皮平均熱貫流率 <input type="text"/> W/m ² K 冷房期の平均日射取得率 <input type="text"/> <input type="checkbox"/> 品確法による省エネルギー対策等級 <input type="text"/> 1 | | | | | |
| ②設備の省エネルギー化 | 【共用部】 <input type="checkbox"/> 照明 高効率型の照明器具を採用 【住戸】 <input type="checkbox"/> 空調 高効率エアコンを採用 <input type="checkbox"/> 照明 高効率型の照明器具を採用 <input type="checkbox"/> 給湯 高効率給湯器を採用 <評価方法> 一次エネルギー消費量 による評価 設計値/基準値(ET/E _s T) = <input type="text"/> | | | | | チェック・入力してください |
| ③再生可能エネルギーの導入 | <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギーの導入を検討(別途検討書を添付願います。) (再生可能エネルギーを選択又は入力) <input type="checkbox"/> いずれかの再生可能エネルギーの設備を設置 (再生可能エネルギーを選択又は入力) | | | | | ... |
| ④オゾン層の保護等 | <input type="checkbox"/> 断熱材と冷媒にオゾン層を破壊する物質を不使用 断熱材の種類 (断熱材を選択又は入力) 発泡剤の種類 (発泡剤を選択又は入力) 冷媒の種類 (冷媒を選択又は入力) <input type="checkbox"/> 可能な限り地球温暖化係数の小さい物質を使用 断熱材の種類 (断熱材を選択又は入力) 使用断熱材に含まれる物質とその地球温暖化係数 (断熱材に使用される物質を選択又は入力) 使用冷媒に含まれる物質とその地球温暖化係数 (冷媒に使用される物質を選択又は入力) | | | | | ... |
| ⑤敷地と建物の被覆対策 | <input type="checkbox"/> 地表面または屋上に保水性の高い被覆材を採用 敷地面積 <input type="text"/> m ² 保水性舗装(被覆材を選択又は入力) <input type="text"/> m ² その他(その他を選択又は入力) <input type="text"/> m ² <input type="checkbox"/> 屋上緑化を採用 <input type="text"/> m ² <input type="checkbox"/> 屋上に高反射率塗料を塗布 <input type="text"/> m ² 総対策面積 <input type="text"/> m ² 対策率 = (総対策面積/敷地面積)*100 <input type="text"/> 0.00 % | | | | | ... |
| ⑥水循環 | <input type="checkbox"/> 雨水を浸透させる計画を検討(別途検討書を添付願います。) <input type="checkbox"/> 雨水を浸透させる施設を設置 (1種類採用で☆、2種類採用で★評価となります。) (雨水浸透施設を選択又は入力①) <input type="text"/> (雨水浸透施設を選択又は入力②) <input type="text"/> | | | | | ... |
| ⑦緑の量、質の確保 | <input type="checkbox"/> 敷地内の緑化により、千代田区緑化推進要綱の基準を満足 地上部 <input type="text"/> m ² 建築物上 <input type="text"/> m ² 総緑化面積 <input type="text"/> 0.00 m ² 対策率 = (総緑化面積/敷地面積)*100 <input type="text"/> 0.0 % | | | | | ... |

備考1 評価欄及び建築物の採換性能欄は、適合状況により段階評価を行い、星印(★、☆)を用いて表示します。
 2 建築物の環境性能欄は、星印(★★★)を最上位とします。
 3 評価チェックシートは、建築物の用途ごとに作成して下さい。

【出力例：非住宅】

| 評価チェックシート(非住宅) | | | | | | |
|----------------|---|---|---|--|---|----------------------------|
| 建築物概要 | | | 建築物の環境性能(3段階) | | | |
| 名称 | | | 建築物の断熱対策(区分①) | | ... | |
| 所在地 | | | 設備の省エネルギー対策(区分②) | | ... | |
| 用途 | <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> ホテル等/客室部 <input type="checkbox"/> 病院等/病室部 <input type="checkbox"/> 集会所等/図書館等 <input type="checkbox"/> 学校等 <input type="checkbox"/> ホテル等/宴会場部 <input type="checkbox"/> 病院等/非病室部 <input type="checkbox"/> 集会所等/体育館等 <input type="checkbox"/> 物品販売業を営む店舗等 <input type="checkbox"/> 飲食店等 <input type="checkbox"/> 集会所等/映画館等 | | 地球温暖化対策(区分③、④の合計) | | ... | |
| | 構造 | 敷地面積 | ヒートアイランド対策(区分⑤、⑥、⑦の合計) | | ... | |
| | 階数 | 地上 階 | 延べ面積 | (対策ごとに★★★が最上位、以下★★☆、★★、★☆、★、☆、…) | | |
| 地下 階 | 工事完了予定年月 | | | | | |
| 区分 | 環境への配慮のための措置(取組内容) | | | | 評価 | |
| ①建築物の熱負荷の低減 | <評価方法> | | <input type="checkbox"/> 年間負荷係数(PAL*)による評価 年間負荷係数(PAL*) | 基準値 | 評価方法及び年間負荷係数(PAL*)あるいはBPI _m を入力して下さい | |
| | | | <input type="checkbox"/> モデル建物法による評価 BPI _m | | | |
| | 下記項目は、評価方法を問わず基礎情報として記入願います。 <断熱対策> <input type="checkbox"/> 屋根の断熱を強化 【断熱材】断熱材を選択又は入力 <input type="checkbox"/> 外壁の断熱を強化 【断熱材】断熱材を選択又は入力 <input type="checkbox"/> 窓の断熱を強化 (以下から選択又は入力) プラインド (有・無) 庇、ルーバー等 (選択又は入力) | | | | | |
| | 熱貫流率 W/m ² K 厚さ mm ガラス種別 以下から選択又は入力 平均日射熱取得率 | | | | | |
| ②設備の省エネルギー化 | <評価方法> | | <input type="checkbox"/> 一次エネルギー消費量による評価 設計値/基準値(Er/Esr)= | | 評価方法を選択して下さい | |
| | | | <input type="checkbox"/> モデル建物法による評価 BEI _m = | | | |
| | 空調 | <input type="checkbox"/> 高効率型の空調機を採用 冷房効率COP | | <input type="checkbox"/> 暖房効率COP | | |
| | 機械換気 | <input type="checkbox"/> 制御方法 高効率低圧三相かご形誘導電動機の採用割合 給気機及び排気機による換気の採用割合 | <input type="checkbox"/> 駐車場 (濃度制御を駐車場の1/2以上に採用) <input type="checkbox"/> 駐車場以外 (在室検知制御等を駐車場以外の2/3以上に採用) (2/3以上) <input type="checkbox"/> 駐車場 (駐車場の合計面積の1/2以下に採用) <input type="checkbox"/> 駐車場以外 (機械換気設備を設ける室の全てに不採用) | | | |
| | 照明 | <input type="checkbox"/> 高効率型の照明器具を採用 <input type="checkbox"/> 照明設備の制御 <input type="checkbox"/> タスク・アンビエント照明方式の採用面積 | <input type="checkbox"/> コンパクト型の蛍光灯等を採用 <input type="checkbox"/> カード、センサー等による在室検知制御 <input type="checkbox"/> カード、センサー等による在室検知制御 その他 () | | | <input type="checkbox"/> 割 |
| | 給湯 | <input type="checkbox"/> 配管の保温仕様に配慮 <input type="checkbox"/> 共用部の洗面所に自動給水栓を採用 | <input type="checkbox"/> (保温仕様1、2、又は3を採用) | | | |
| | EV | <input type="checkbox"/> 設置台数 <input type="checkbox"/> 制御方法 | <input type="checkbox"/> エレベーター設置台数 (可変電圧可変周波数制御方式(電力回生制御あり)) | | | |
| ③再生可能エネルギーの導入 | <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギーの導入を検討(別途検討書を添付願います。) <input type="checkbox"/> いずれかの再生可能エネルギーの設備を設置 | | <input type="checkbox"/> (再生可能エネルギーを選択又は入力) <input type="checkbox"/> (再生可能エネルギーを選択又は入力) | | ... | |
| ④オープン層の保護等 | <input type="checkbox"/> 断熱材と冷媒にオープン層を破壊する物質を不使用 <input type="checkbox"/> 断熱材と冷媒にオープン層を破壊する物質を不使用、かつ、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質を使用 | | 断熱材の種類 (断熱材を選択又は入力) 発泡剤の種類 (発泡剤を選択又は入力) 冷媒の種類 (冷媒を選択又は入力) 断熱材の種類 (断熱材を選択又は入力) 使用断熱材に含まれる物質とその地球温暖化係数 (断熱材に使用される物質を選択又は入力) 使用冷媒に含まれる物質とその地球温暖化係数 (冷媒に使用される物質を選択又は入力) | | ... | |
| ⑤敷地と建物の被覆対策 | <input type="checkbox"/> 地表面または屋上に保水性の高い被覆材を採用 <input type="checkbox"/> 屋上緑化を採用 <input type="checkbox"/> 屋上に高反射率塗料を塗布 | | 保水性舗装 (被覆材を選択又は入力) その他 (その他を選択又は入力) | 敷地面積 <input type="text"/> m ² <input type="text"/> m ² <input type="text"/> m ² <input type="text"/> m ² <input type="text"/> m ² 総対策面積 <input type="text"/> 0.00 m ² 対策率 = (総対策面積/敷地面積)*100 <input type="text"/> 0.0 % | ... | |
| ⑥水循環 | <input type="checkbox"/> 雨水を浸透させる計画を検討(別途検討書を添付願います。) <input type="checkbox"/> 雨水を浸透させる施設を設置 (1種類採用で☆、2種類採用で★評価となります。) | | <input type="checkbox"/> 雨水浸透施設を選択又は入力① <input type="checkbox"/> 雨水浸透施設を選択又は入力② | | ... | |
| ⑦緑の量、質の確保 | <input type="checkbox"/> 敷地内の緑化により、千代田区緑化推進要綱の基準を満足 | | 地上部 <input type="text"/> m ² 建築物上 <input type="text"/> m ² 総緑化面積 <input type="text"/> 0.0 m ² <input type="text"/> 0.0 % 対策率 = (総緑化面積/敷地面積)*100 | ... | | |

備考1 評価額及び建築物の環境性能額は、適合状況により段階評価を行い、星印(★、☆)を用いて表示します。
 2 建築物の環境性能額は、星印(★★★)を最上位とします。
 3 評価チェックシートは、建築物の用途ごとに作成して下さい。

参考3 標章の記入・印刷・複写例

標章は、住宅・非住宅ごとに、「住宅_標章」「非住宅_標章（2,000㎡以上）」「非住宅_標章（2,000㎡未満）」にシートを分けて作成。以下、住宅の例を示す。

【記入】

| 建物用途 | 評価項目 | 評価（3段階） |
|------|-------------------------------------|---------|
| 事務所等 | 建築物の断熱対策 | ★★★ |
| | 設備の省エネルギー対策 | ★★★ |
| | 地球温暖化対策（上記以外） （再生可能エネルギー・オゾン層保護） | ★★☆ |
| | ヒートアイランド対策 （被覆対策・水循環・みどり） | ★★☆ |

この表示は、千代田区地球温暖化対策条例施行規則に基づく自己評価結果です。
※評価は、★★★を最上位とし、☆が0.5点、☆2つで★1つに換算する。

①建物用途

「住宅」「非住宅」シート中の建物用途とリンクし自動入力。ただし、非住宅については、最も床面積の大きい用途を自動的に表示する。

②評価（3段階）

「住宅」「非住宅」シート中の建築物の環境性能（3段階）とリンクし自動入力。

| 建築物概要 | | 建築物の環境性能(3段階) | |
|-------|---|---------------------------------|-----|
| 名称 | | 建築物の断熱対策(区分①) | ... |
| 所在地 | | 設備の省エネルギー対策(区分②) | ... |
| 用途 | <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> ホテル等/客室部 <input type="checkbox"/> 病院等/病室部 <input type="checkbox"/> 集会所等/図書館等 <input type="checkbox"/> 学校等 <input type="checkbox"/> ホテル等/宴会場部 <input type="checkbox"/> 病院等/非病室部 <input type="checkbox"/> 集会所等/体育館等 <input type="checkbox"/> 物品販売業を営む店舗等 <input type="checkbox"/> 飲食店等 <input type="checkbox"/> 集会所等/映画館等 | 地球温暖化対策(区分③④の合計) | ... |
| 構造 | 敷地面積 <input type="text"/> m ² | ヒートアイランド対策(区分⑤⑥の合計) | ... |
| 階数 | 地上 階 <input type="text"/> 延べ面積 <input type="text"/> m ² | (対策ごとに★★★が最上位、以下★★☆、★★、★、☆、...) | |
| | 地下 階 <input type="text"/> 工事完了予定年月 <input type="text"/> | | |

【印刷】

印刷時は、印刷範囲の設定（右図）をそのまま使用して、使用するプリンターを選択し印刷する。

大きさを変更する際は、印刷時の”倍率指定”で変更を行う。

注意：標章の大きさは、変更できない設定になっている。大きさの変更は、印刷時の”倍率”か、次ページに示す複写後に行うこと。

※エクセルでの印刷範囲設定状況

【複写】

広告等に、標章を複写し用いる場合は、以下の方法で複写する。

- ① 複写する範囲（印刷設定範囲に同じ）を選択する。

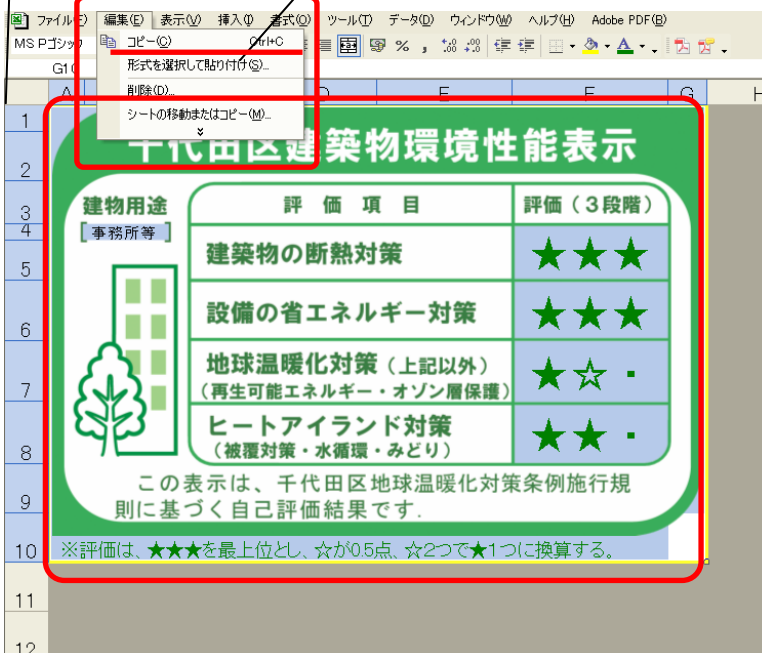
注意：標章の緑の図形部分は、選択できない設定になっているため、グレー表示のセルを一旦選択し、カーソル等で移動し、Siftキーを押しながら印刷対象範囲全体を選択してください。

- ② メニューバーの「編集」を押し、「コピー」を選択（Ctrl+C）する。（下図参照）
- ③ 貼り付けたいファイルに移動後、「形式を選択して貼り付け」を選択し、「図（拡張メタファイル）」を選択し「OK」を押す。
- ④ 必要に応じて、大きさ変更が可能だが、縦横比は変更しないこと。（Siftキーを押しながら大小の変更は可）

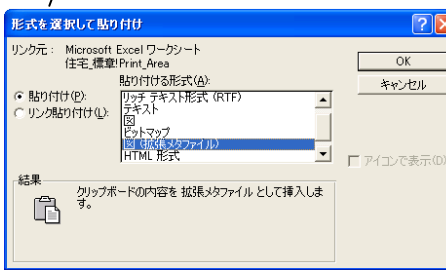
① 複写する範囲を選択する


② メニューバーの「編集」を押し、「コピー」を選択する。


③ 貼り付けたいファイルに移動後、「形式を選択して貼り付け」を選択し、「図（拡張メタファイル）」を選択



④ 必要に応じて、大きさ変更が可能だが、縦横比は変更しないこと。（Sift キーを押しながら大小の変更は可）







改正履歴

平成 22 年 10 月 1 日（初版）

平成 23 年 1 月 1 日

平成 24 年 3 月 1 日

平成 25 年 4 月 1 日

平成 25 年 10 月 1 日

平成 26 年 4 月 1 日

問合せ先

千代田区 環境安全部 環境・温暖化対策課

TEL 03-5211-4256